

■ インドネシア投資環境

2020年1月

みずほ銀行
国際戦略情報部

みずほ総合研究所
調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【 I - 1 】アジア主要国経済指標	P.3
【 I - 2 】基礎データ・概況	P.4
【 I - 3 】経済構造	P.5
【 I - 4 】社会・経済・産業の特徴	P.8
【 I - 5 】経済情勢	P.10
【 I - 6 】政治情勢	P.13
【 I - 7 】経済発展上の課題	P.14
【 I - 8 】経済発展上の強み	P.15
【 I - 9 】リスク	P.16
【 I - 10 】直接投資動向	P.17
【 I - 11 】投資先としてのポテンシャル総括	P.20

II. 投資関連情報

【 II - 1 】労働関連情報	P.22
【 II - 2 】主要工業団地	P.24
【 II - 3 】会計・税務関連情報	P.26
【 II - 4 】物流関連情報	P.28
【 II - 5 】金融関連情報	P.31
【 II - 6 】撤退	P.32

III. 拠点設立

【 III - 1 】進出形態	P.34
【 III - 2 】拠点設立フロー	P.37
【 III - 3 】現地費用	P.39
【 III - 4 】口座開設	P.40

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【 IV - 1 】外資規制	P.42
【 IV - 2 】投資誘致	P.45
【 IV - 3 】会社法関連	P.49
【 IV - 4 】為替管理制度	P.50
【 IV - 5 】貿易制度	P.53
【 IV - 6 】不動産関連規制	P.54

V. その他

【 V - 1 】みずほ銀行インドネシア関連拠点のご案内	P.56
【 V - 2 】業務提携	P.57

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【 I - 1】アジア主要国経済指標

国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.6	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	17,205	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	33,320	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	2.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I - 2】基礎データ・概況



インドネシア基礎データ

【人口】	2億6,416万人 (2018年 IMF)
【面積】	約189万Km ² (日本の約5倍)
【首都】	ジャカルタ
【言語】	インドネシア語
【民族】	大半がマレー系
【宗教】	イスラム教(87.2%)、キリスト教(9.8%)、ヒンドゥー教(1.6%)
【通貨】	ルピア (IDR)
【政治】	共和制(大統領制)、国家元首: ジョコ・ウィド大統領
【GDP】	名目: 10,225億米ドル (2018年 IMF)、 1人あたり: 3,871米ドル (2018年 IMF)
【実質GDP成長率】	5.2%(2018年 IMF)
【主要産業】	製造業(輸送機器・飲食品)、農業(パーム油・ゴム・米等)、 鋼業(LNG・石炭・ニッケル等)、商業、ホテル、飲食業

インドネシア概況

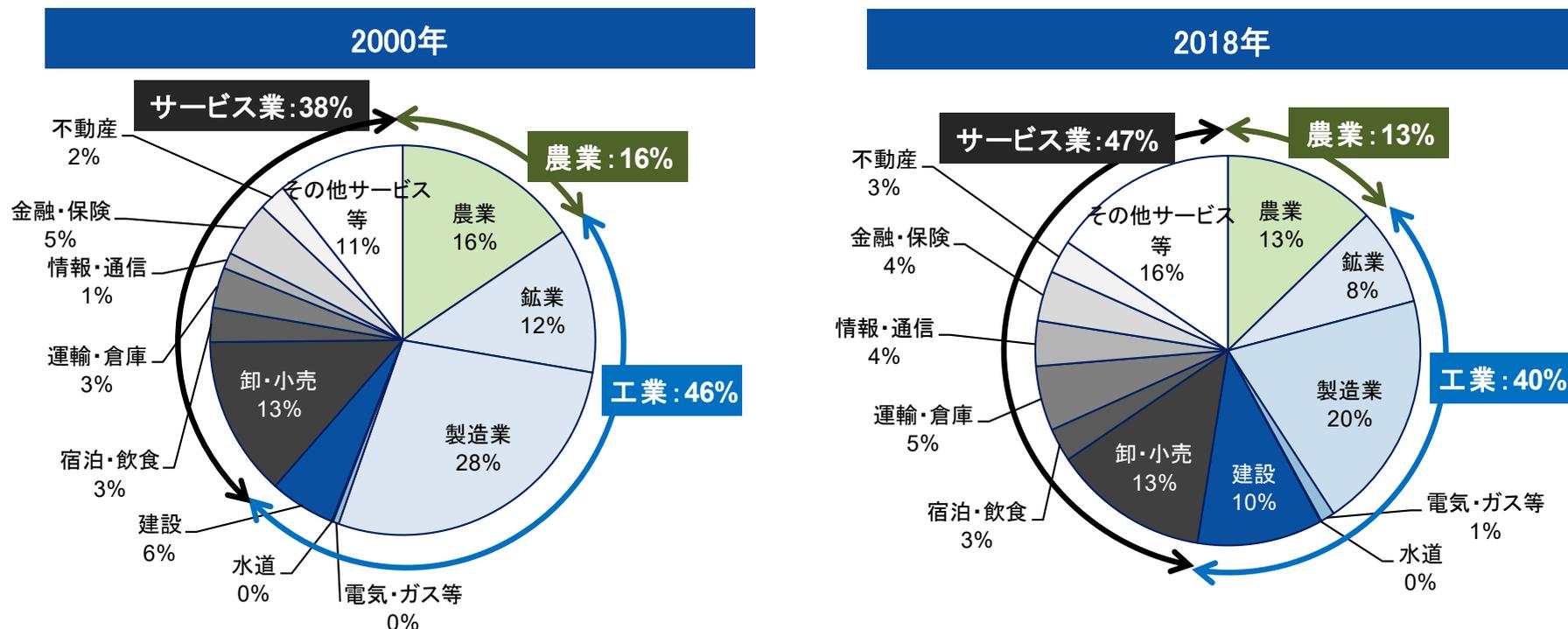
- インドネシア共和国は13,466の島から成る世界最大の島国。世界第4位の人口、世界最大のイスラム教徒を抱え、それぞれの地域が独自の文化を持つ為、国家としてのまとまりを保つことが課題の1つ
- 1945年の独立後、同国の豊富な資源に支えられ、好調な経済を築く
- 1983年以降、外資を利用しながら輸出指向型経済を形成し、持続的な経済成長を継続。1997年のアジア通貨危機では経済危機に陥るも、IMFの指導のもと経済は回復、近年は旺盛な国内消費を反映し堅調に推移

(出所) 外務省、JETRO、IMFより みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ パーム油等の生産が伸びていることから、農業のシェア低下は3%ポイントに過ぎない
- ◆ 鉱業は、1990年代後半から2010年頃にかけて10～12%で推移していたものの、2014年1月に適用された未加工鉱石の輸出禁止措置の影響を受け、割合が低下しつつある
 - ただし、2017年1月、上記措置に関する政令により、一定の条件を満たした場合の輸出を認める方針を表明
- ◆ サービス業の割合は上昇している

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

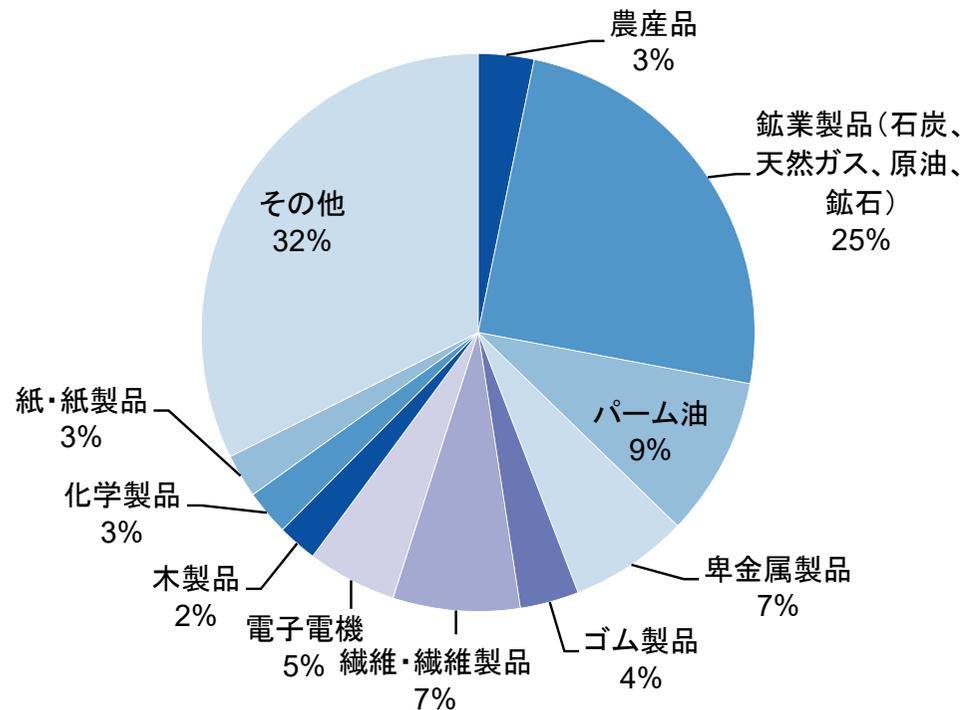


(出所) ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

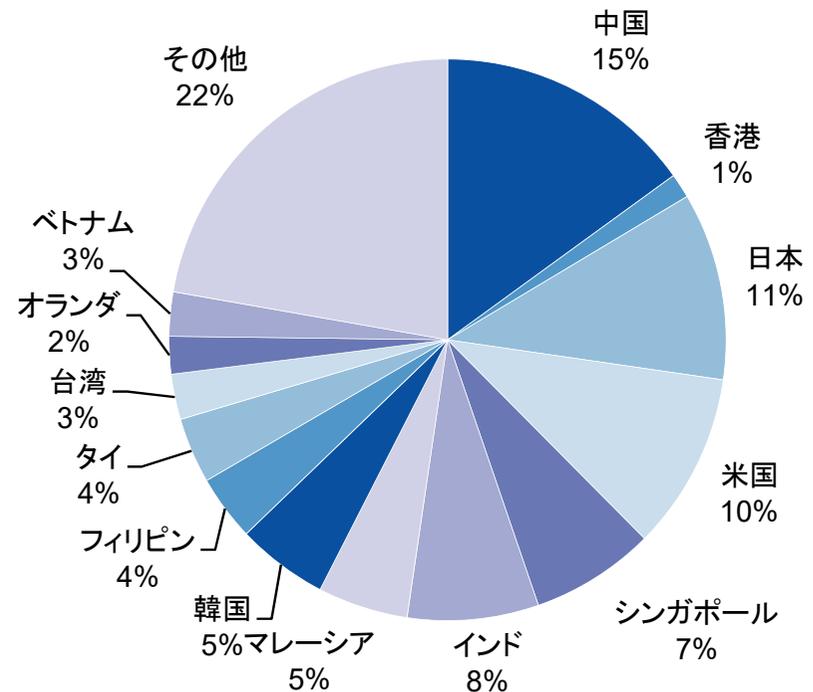
- ◆ 品目別では鉱業製品(石炭、天然ガス、原油、鉱石等)が全体の約4分の1を占めている
- ◆ 国・地域別シェアでは、中国・日本・米国・シンガポール・インドが多くを占めている

財別輸出内訳(2018年)



(出所)インドネシア中央統計局より みずほ総合研究所作成

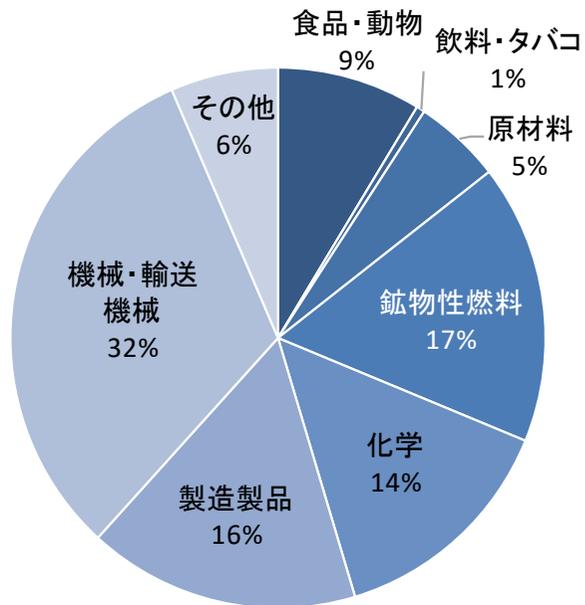
国・地域別輸出内訳(2018年)



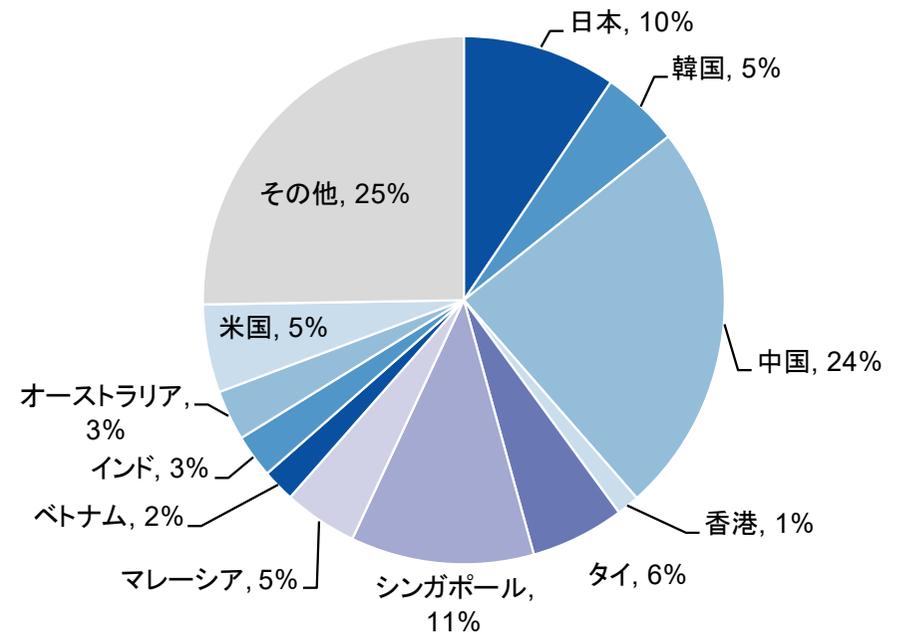
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ 品目別では機械・輸送用機器、製造製品、化学品、鉱物性燃料などのシェアが高い
- ◆ 国・地域別では、中国・シンガポール・日本のシェアが高い

財別輸入内訳(2018年)



国・地域別輸入内訳(2018年)



(出所)インドネシア中央統計局より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】社会・経済・産業の特徴①～社会・経済の特徴

- ◆ 世界第4位の人口を有する世界最大のイスラム教国
- ◆ ASEAN有数の「経済大国」。中間所得層の増加に伴い、「生産拠点から巨大な消費市場」への転換期
- ◆ 天然資源に依存した経済構造
- ◆ 政治は安定化しつつある一方、保護主義的・宗教的不寛容な潮流が徐々に顕在化
- ◆ インフラの未整備による物流の停滞

社会・経済等における特徴

社会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ASEAN第1位・世界第4位の人口(約2億6千万人) ✓ 宗教:イスラム教(約87.2%)、キリスト教(約9.8%)、ヒンドゥー教(約1.6%)ほか。人口の9割弱がイスラム教 世界最大のイスラム人口を有するが、国教ではない。公的に認められた6つの宗教(イスラム教、キリスト教(カトリック・プロテスタント)、ヒンドゥー教、仏教、儒教)いずれかの信仰が必要
経済	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名目GDPがASEAN全体の4割弱を占める「ASEANの経済大国」 ✓ 一方で、1人あたりのGDPはASEAN域内で中水準 ✓ 従来、安価な人件費を背景に生産加工基地としての役割を担っていたが、人件費の高騰により、安価な労働市場としての魅力が薄れつつある ✓ 一方、購買力旺盛な中間所得層が増加しており、「生産拠点から巨大な消費市場」として捉えられ始めている ✓ 産業構造において、豊富な天然資源を背景に外貨を獲得してきた。それ故、天然資源の相場価格に依存した経済構造となっており、今後は資源輸出依存型経済からの脱却が求められる
政治	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民主共和制、大統領制。ジョコ・ウィド大統領は2014年に当選。2019年4月に再選された ✓ 議会は国会(DPR:定数575名)、地方代表議会(DPD:定数136名) ✓ ジョコ大統領は国政での経験がなく軍出身でもないことから就任直後は政権基盤が弱かったが、3度の内閣改造を経て政治基盤は安定化。ただし最近是国内保護主義的・宗教的不寛容な動きも現れつつある状況
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 13,000超の島々から構成される海洋国家 ✓ 海陸ともにインフラ整備が遅れており、物流に時間と費用を要する

(出所)外務省HP、各種報道等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 4】社会・経済・産業の特徴②～産業の特徴

- ◆ インドネシアは各種天然資源を豊富に有し、巨大な消費地であることから、有望な市場と位置付けられている
 - しかし整備途上の交通網や不安定な電力供給、汚職等といった問題が指摘され、投資環境の整備に遅れ気味
- ◆ 1990年代前半まで、直接投資が労働集約型の製造業を中心に活発化し、輸出型製造業が高成長の源
 - アジア通貨危機以降、周辺国と比べて投資環境上の障害が大きいとみられるインドネシアへの外国直接投資の低迷等を背景に、輸出型製造業は伸び悩み
- ◆ 政府は自動車産業を中心に輸出支援策を打ち出している

主要産業の特徴と動向

	製造業	農林水産業	商業・ホテル・飲食業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 四輪・二輪車製造が主要 ✓ ASEANにおいてタイに続く自動車産業の発展国 ✓ 四輪・二輪車市場ともに日系メーカーが大多数を占める 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要農作物は、米、とうもろこし、大豆などであり、ジャワ島を中心に小規模農家が栽培 ✓ パーム油、ゴムはスマトラ島等のプランテーションで大規模生産が行われ、主要輸出品である 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 観光業の振興を目的として、2015年6月より、30日間の観光目的の滞在に関して到着ビザを免除（2019年3月末時点169カ国） ✓ 2億6千万人を超える巨大マーケットを目的とした参入が多数
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日系自動車メーカーの中には、インドネシアをタイに次ぐASEANの生産拠点と位置付け、輸出入双方を拡大する方針を採る企業あり ✓ 輸出支援策の一環として、当局は欧州排ガス規制「ユーロ4」を2018年10月より国内ガソリン車に導入 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カリマンタンを中心に国土の7割を森林面積が占め、世界第3位の熱帯林保有国 ✓ 近年では違法野焼きなどにより、森林破壊が進行 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2016年のネガティブリスト改正によりレストランが外資100%に開放 ✓ 2014年に公布されたハラル製品保証法により、国内で流通する全製品に対するハラル認証取得が義務付けられるとするものの、詳細未決定

(出所)外務省HP、各種報道等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1983年の石油価格下落時以降の改革により、輸出指向型製造業の直接投資が急増。経済成長に大きく寄与
- ◆ 1997年にタイで始まった通貨危機はインドネシアにも波及し、1998年の実質GDP成長率は大幅マイナス
- ◆ 通貨危機後のインドネシア経済は、IMFの支援や石油価格上昇を背景に、徐々に回復
- ◆ 直近数年間の実質GDP成長率は緩やかな改善傾向。旺盛な国内消費を反映し、相対的な安定成長は当面継続する見通し

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所)IMF “World Economic Outlook Database”より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ 輸出環境の悪化などから、足元の景気はやや低迷
- ◆ 2019年に入り利下げが実施されていることに加え、2019年4月の大統領選挙で現職のジョコ氏が再選して企業マインドは改善。2020年の景気は小幅に持ち直す見通し

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ ジョコ政権は、発足直後はインフラ整備や経済改革を重視する方針を打ち出していた。しかし、エネルギー補助金の増額を打ち出すなど、改革姿勢はややトーンダウン
- ◆ 一方、生産年齢人口の増加が当面続くことが、成長を下支え。現在の5%程度の成長が当面続く見通し

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

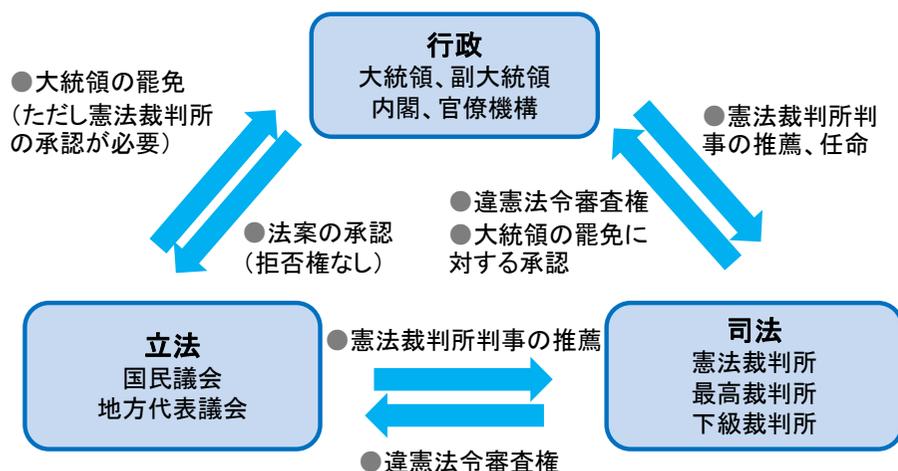
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I - 6】政治情勢

- ◆ 大統領を元首とする立憲共和制を採用。立法府は国民議会。他に地方代表議会があるが、地方自治にかかわる法案を国民議会に提出し、審議に加わる権限があるだけで、議決には加われない
- ◆ 5年に1度大統領選挙、議会選挙が実施されており、直近では2019年4月17日に同時に実施。現職ジョコ大統領が再選され、議会選挙でもジョコ陣営の与党連合が過半数を確保
- ◆ 10月の2期目就任に際し、大統領選挙を戦った、グリンドラ党のプラボウォ氏を国防相に任命した。グリンドラ党を含めると、国民議会における与党の議席占有率は3/4となる

インドネシアの行政、立法、司法の主な構成



(出所)総務省「インドネシアの行政」等より みずほ総合研究所作成

国民議会議員選挙結果

	2019年		2014年	
	得票率	議席数	得票率	議席数
ジョコ陣営	56.44	349	61.29	337
闘争民主党	19.33	128	18.96	109
ゴルカル党	12.31	85	14.75	91
国民党醒党(PKB)	9.69	58	9.04	47
ナスデム党	9.05	59	6.74	35
開発統一党(PPP)	4.52	19	6.53	39
ハヌラ党	1.54	0	5.27	16
プラボウォ陣営	35.39	226	36.34	223
グリンドラ党	12.57	78	11.81	73
福祉正義党(PKS)	8.21	50	6.77	40
民主党	7.77	54	10.19	61
国民信託党(PAN)	6.84	44	7.57	49
その他	8.17	0	2.37	0

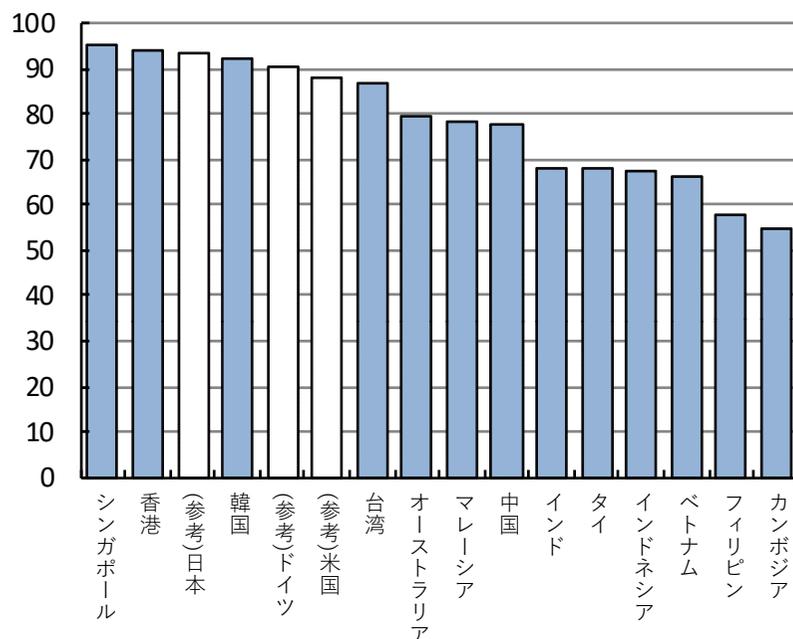
(注)両陣営の分類は、2019年選挙時の情勢に基づく

(出所)“Indonesia inaugurates new Parliament amid tight security”, *Straits Times*, Oct 2, 2019より みずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

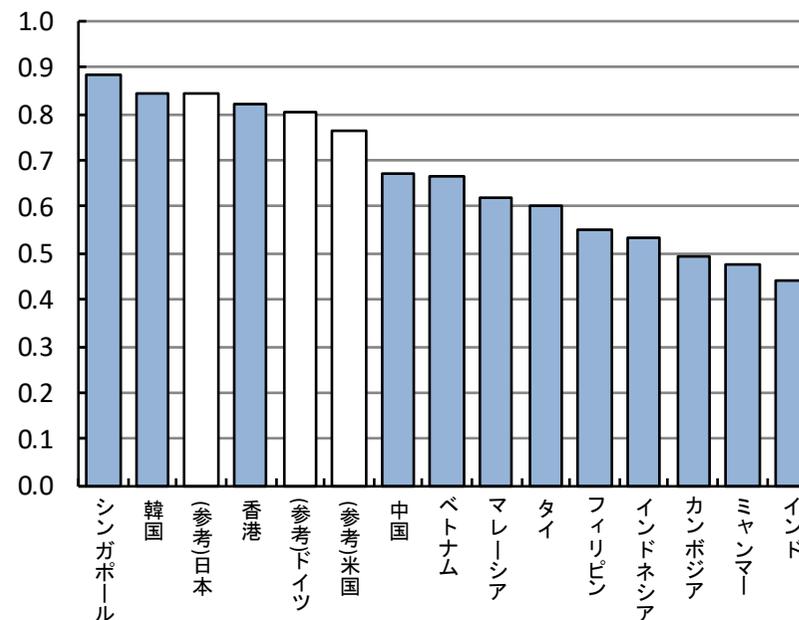
- ◆ インフラは、特に運輸関連で不足気味。ジャカルタ首都圏では交通渋滞が慢性化している
- ◆ 経済発展の基礎となる人的資本の育成面で、インドネシアはやや遅れをとっている
- ◆ 最低賃金上昇等を求めるストやデモの頻発、厳しい解雇規制(裁判所の決定が必要で、懲戒解雇であっても退職金を支払わなければならない)など、労働面での問題も指摘されている

インフラ指数



(注)数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す
 (出所)世界経済フォーラム“The Global Competitiveness Report 2019”より
 みずほ総合研究所作成

人的資本指数(2018年)

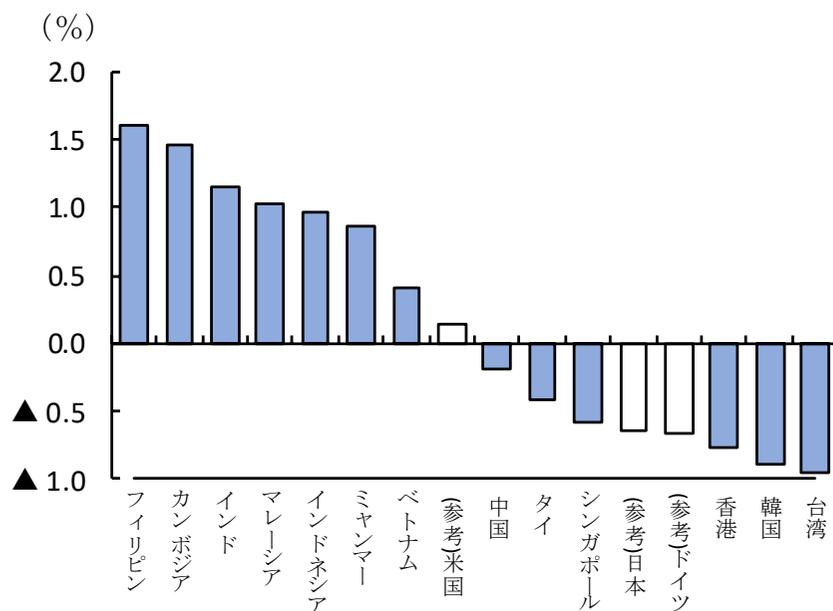


(注)数字が大きいほど衛生状態が良好かつ基礎教育が充実していることを示す。台湾は調査対象外
 (資料)世界銀行より みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

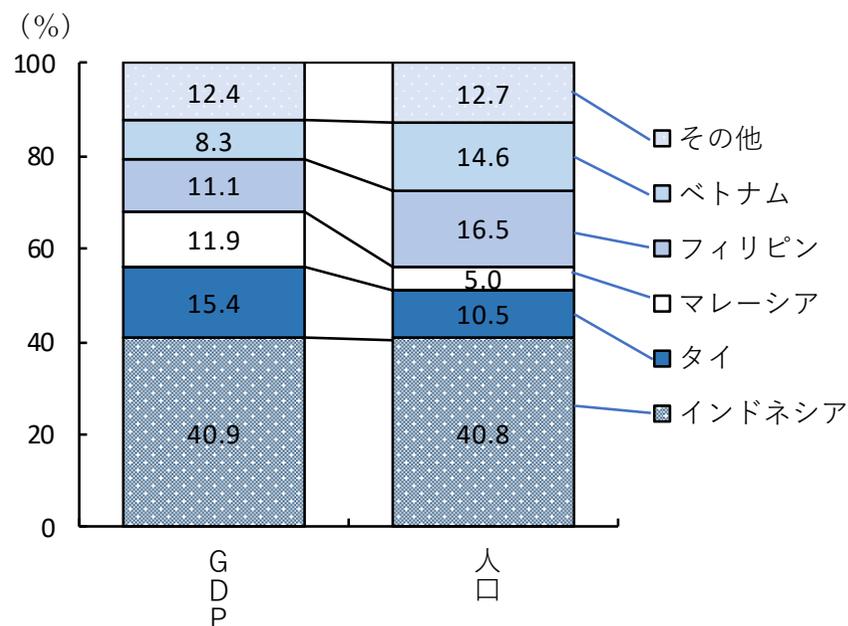
- ◆ 生産年齢人口は、当面増え続ける
- ◆ 経済規模・人口がASEAN最大で、石炭、ニッケル、ボーキサイトなど一定の天然資源もある。このため、輸出目的から内需開拓目的まで、多様な産業が発展できる素地がある

生産年齢人口増加率（2019~2028年平均）



(注) 生産年齢は15~64歳
 (出所) 国連人口部よりみずほ総合研究所作成

ASEAN全体に占めるGDPと人口のシェア(2018年)

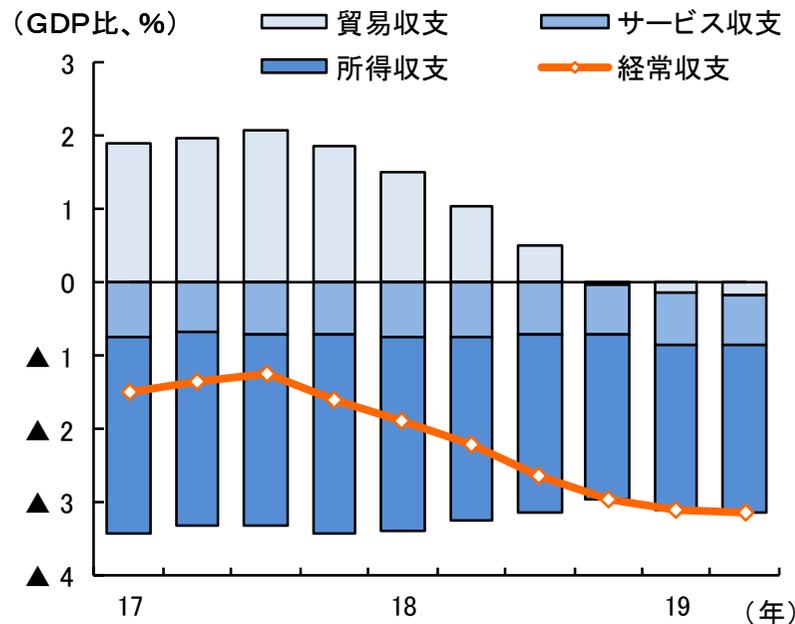


(注) GDPは購買力平価(PPP)ベース
 (出所) IMFより みずほ総合研究所作成

【I-9】リスク～慢性的な経常赤字、大地震

- ◆ 経常収支は慢性的な赤字であり、通貨下落圧力がかった場合に経済は脆弱
- ◆ しばしば地震が発生し、それに伴う津波が起こる。2004年のスマトラ島沖地震では、インドネシアだけで16万8千人の死者が出た

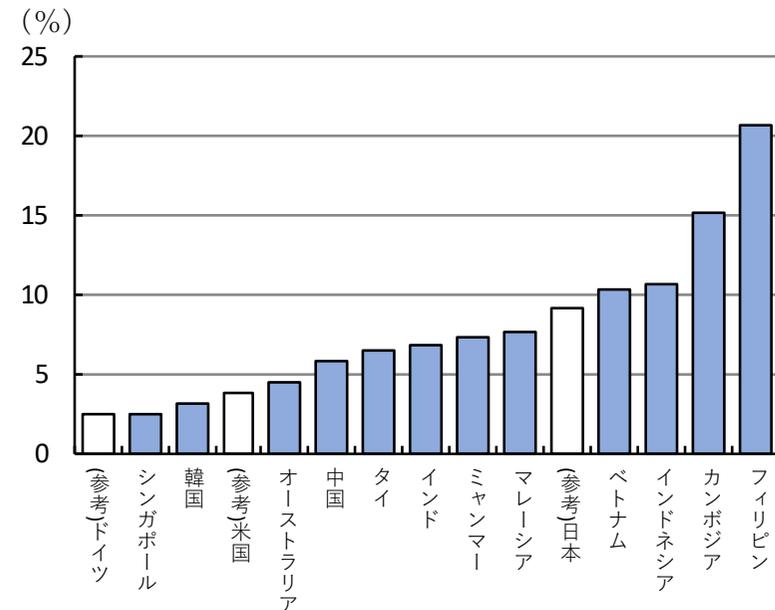
経常収支



(注)4四半期移動平均

(出所)インドネシア中央統計局、インドネシア中銀より みずほ総合研究所作成

世界リスク指数(自然災害)



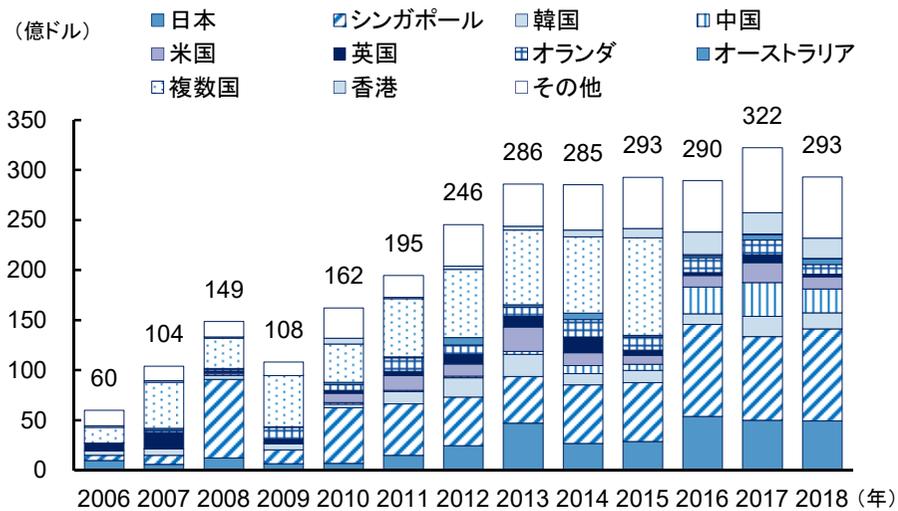
(注)自然災害が多いほど、また災害対策が整備されていないほど、指数は大きくなる

(出所)Bündnis Entwicklung Hilft and Ruhr University Bochum – Institute for International Law of Peace and Armed Conflict, “World Risk Report 2019”より みずほ総合研究所作成

【 I - 10】直接投資動向①～世界からの投資

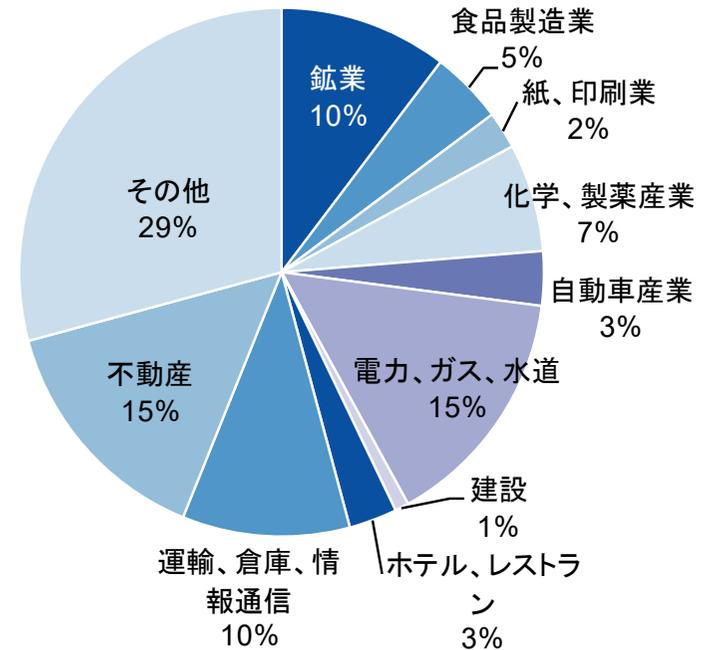
- ◆ 直接投資実行額は、2009年から2013年まで増加傾向であったが、それ以降は横ばい傾向
- ◆ 近年、中国が主要投資国として台頭してきた

世界からの直接投資フロー(国・地域別推移)



(出所)インドネシア投資調整庁(BKPM)より みずほ総合研究所作成

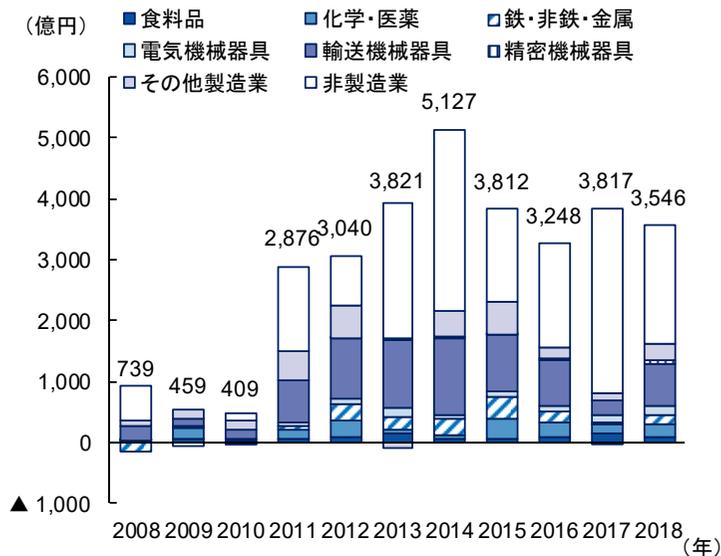
業種別内訳(2018年)



【 I - 10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ Low Cost Green Car政策に伴い、自動車サプライヤーが多数進出したことなどを背景に、日系企業の投資額は2013年、2014年と増加したものの、足元でその動きは一服
- ◆ 業種別に直接投資残高みると、輸送機器(二輪四輪および関連部品産業)の割合は高いものの、フローの流入額は減少傾向
- ◆ 近年では、製造業だけでなく、投資単価が比較的低い非製造業の進出が加速

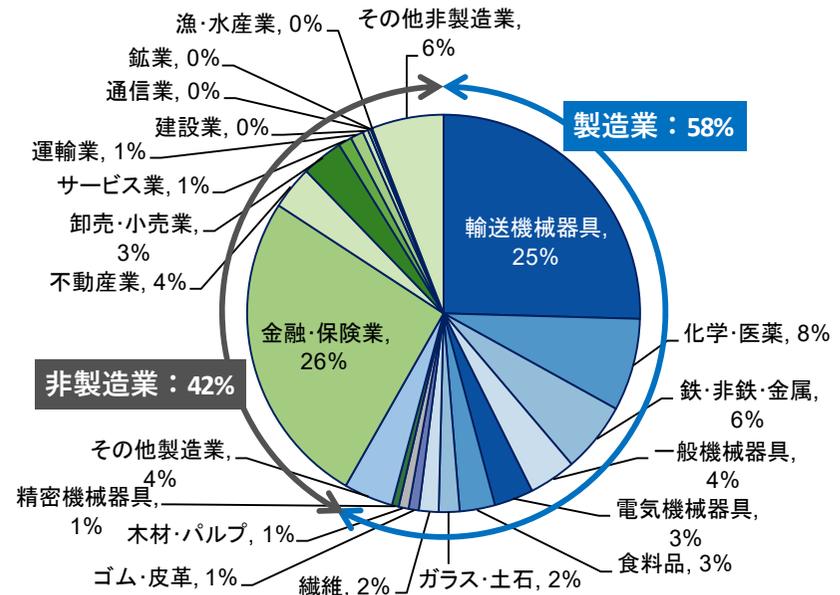
日本からの直接投資フローの推移



(注)国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

日本からの対外投資残高(業種別内訳、2018年)



(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ インドネシアに進出している日本企業は2017年10月時点で1,911社。2015年10月調査時の1,697社に比べ214社増加
- ◆ 業種別にみると、トップは「製造業」の956社で前回調査比86社増加。また、「卸売・小売業」(249社、前回調査比+52社)や「サービス業」(118社、同+33社)等、消費関連の業種で顕著な増加が目立つ

日系進出企業数データ

業種別	2015年10月時点		2017年10月時点		前回調査比
	社数	構成比 (%)	社数	構成比 (%)	
製造業	870	51.3	956	50.0	+86
卸売・小売業	197	11.6	249	13.0	+52
建設業	97	5.7	128	6.7	+31
サービス業	85	5.0	118	6.2	+33
運輸・郵便業	75	4.4	99	5.2	+24
学術・技術等	71	4.2	67	3.5	▲4
情報通信業	39	2.3	41	2.2	+2
その他	263	15.5	253	13.2	▲10
合計	1,697	100.0	1,911	100.0	+214

日系企業進出の近時動向

- ✓ ネガティブリスト改正により、外資規制が緩和された業種への参入が徐々に増加
- ✓ 独資での進出ではなく、現地企業のパートナーを探し進出する形態が増加
- ✓ インドネシアは生産拠点としての進出先という側面も依然として強く持っている一方、中間層の増加による消費市場の成長を目的とした日系企業も多く進出
- ✓ 日系自動車メーカーの中には、インドネシアをASEAN域内において、タイに次ぐ自動車生産の拠点として位置付ける企業も多く、同国での輸出入を増加させる傾向にある

(出所) 外務省「海外在留邦人実態調査」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I -11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 約2億6千万人の巨大な人口を背景とした旺盛な民間消費の増加と、それに伴う国内市場の成長
- ◆ 親日的な国であり、日系企業・日本ブランドが浸透
- ◆ 一方、未整備なインフラ状況や税務問題などの課題も多い
- ◆ また、最低賃金の上昇を求め、ストライキやデモが多発

投資における魅力／成長産業

巨大な人口

世界第4位の人口

豊富な労働力

2017年の労働力人口は1億3,000万人にのぼる

所得増加

中間所得者層の増加により、国内消費が活発化

日系プレゼンス

日系企業の早期進出を背景に、日系企業の市場プレゼンスが高い

投資における留意点(課題)

インフラ未整備

海・陸ともにインフラ整備が遅れており、慢性的に渋滞が発生

税務問題

複雑かつ恣意的な税務運用

労働コスト

年々賃金水準が上昇しており、低コスト生産拠点としての魅力が薄れつつある

労務問題

賃金上昇圧力が強く、ストやデモが頻発加えて労働者寄りの労働法体系

限定的な外資優遇

外資優遇を受ける条件が厳しい

不安定な為替

2018年は大幅なルピア安傾向

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ－1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ インドネシアにおいて外国人を雇用するためには、その外国人を雇用する現地の使用者が外国人雇用計画書(RPTKA)を作成して労働省に提出し、就労許可(Notifikasi)を取得する必要あり
 - 以前は就労許可はIMTAと呼ばれていたが、2018年3月の新規定によりNotifikasiへ名称が変更された
- ◆ 労働省でRPTKAとNotifikasiの手続きが完了した後、法務省入国管理総局経由で一時滞在許可証(ITAS)を取得する
- ◆ なお、観光等(30日以内、商用不可)の場合はビザ不要、社会文化訪問・商用訪問(就労を伴わないもの)・政府用務の30日以内の滞在の場合は50万ルピアの到着ビザが必要、工場訪問等の場合はシングルビザなどが必要となる

外国人労働者に関する留意点

外国人労働者の要件

- ① 役職に応じた学歴
- ② 役職に応じた能力を有することの証明書または5年以上の実務経験
- ③ インドネシア人に対して知識・技術移転を行う誓約書の提出
- ④ 6ヵ月超勤務の外国人労働者について、納税者番号(NPWP)の保有および社会保険制度(BPJS)への加入
- ⑤ インドネシア保険会社の保険へ加入
(注)取締役やコミサリス等の役員等は ①～③は適用されない

外国人労働者が就任できない役職

- ✓ 外国人労働者が人事業務を担当する役職につくことは禁止
- ✓ 実務上、労務関連の書類についてはインドネシア人の人事マネージャーが署名することが一般的
- ✓ 1つの会社において複数の役職を兼務することは禁止

現地における雇用・解雇規制

- ✓ インドネシア労働法は労働者に有利な内容(労働者保護の傾向が強い)
- ✓ 雇用契約には、直接雇用契約を締結する場合としない場合あり
- ✓ 直接雇用契約を締結する場合、無期雇用契約・有期雇用契約・日雇契約の3種類
- ✓ 直接雇用契約を締結しない場合、派遣契約・請負契約(業務委託)の2種類
- ✓ 懲戒処分は3種類(警告、減給・出勤停止、懲戒解雇)
- ✓ 使用者が労働者を解雇することができるのは下記事由(ただし労働者に重大過失がある場合も、原則労働裁判所の決定必要)
 - 労働者による違法行為や犯罪行為等の重大な違反行為
 - 労働者の刑事裁判に基づく解雇
 - 警告書による解雇
 - 5日以上が無断欠勤による解雇
 - 整理解雇
 - 会社の破産による解雇
 - 会社の合併、支配権異動に伴う解雇
 - 従業員が主張する3ヵ月以上連続の賃金不払や使用者の契約不履行等の違反行為が労働裁判所に認められない場合の解雇

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-1】労働関連情報②～労働コスト

- ◆ 近年の最低賃金の急騰により、生産拠点としての魅力が薄れつつある状況
- ◆ ワーカー確保は比較的容易だが、優秀な管理職の確保が困難。労組の活動が活発であり、賃上げ等のデモが多発

国名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ	
都市名	横浜	上海	深セン	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク	
製造業									
作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	1,946	413	
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	3,064	840	
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	4,490	1,576	
非製造業									
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	2,548	890	
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	4,468	1,983	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	1,148	572	
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	1,032	450	
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	—	268/月 (12.35/日・1.29/時)	9.64~10.32/日
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.19ヵ月分	2.01ヵ月分	2.84ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	17%	13.45~14.95%	5%
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前 年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	3.8% (2017年)	4.88% (2018年)	△0.05% (2017年)

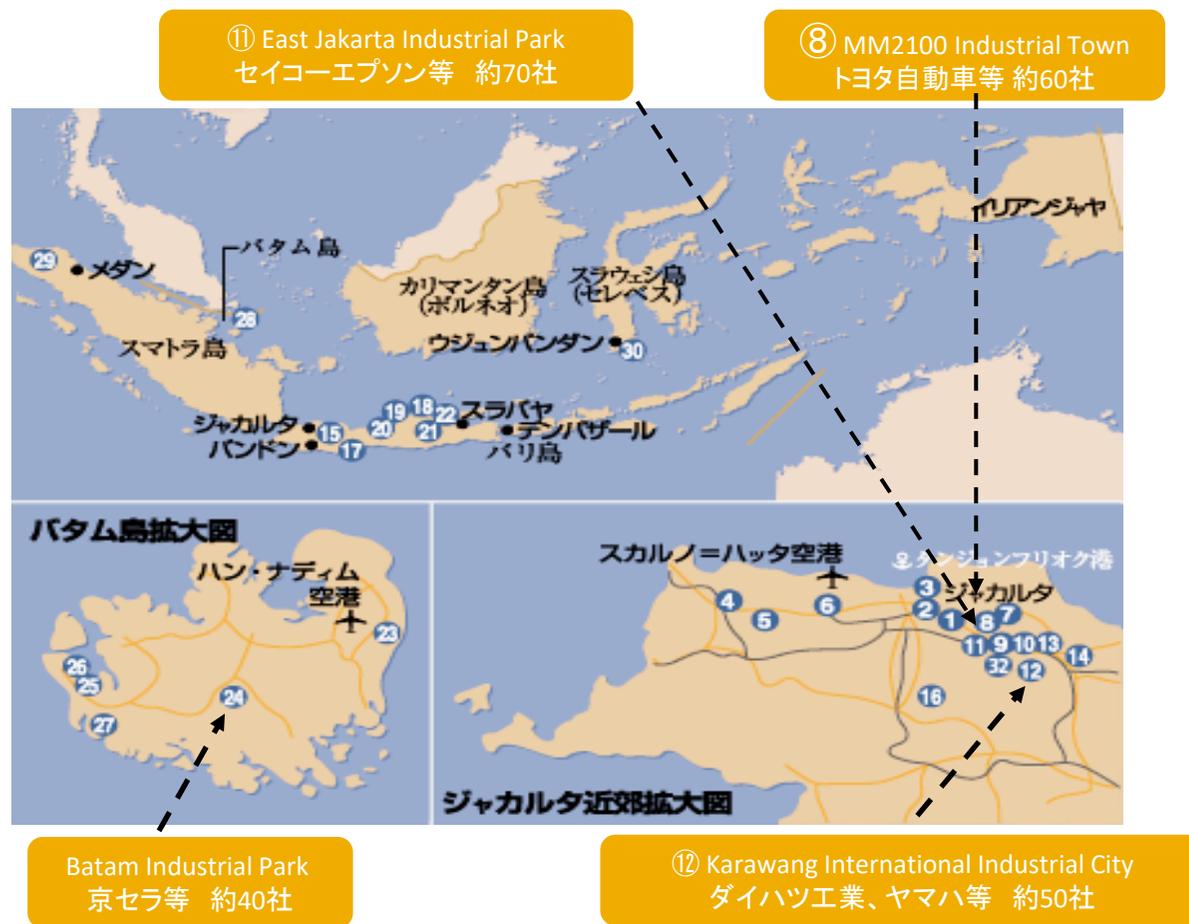
国名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン
製造業							
作業員賃金(一般工職)	308	234	217	242	201	180	162
エンジニア賃金	457	373	436	464	648	383	349
マネージャー賃金	1,031	971	957	943	1,117	875	1,016
非製造業							
スタッフ賃金(一般職)	442	497	543	568	501	446	415
マネージャー賃金	1,130	1,223	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028
店舗スタッフ賃金(アパレル)	232~336	298~320	—	225~293	150~250	152	98
店舗スタッフ賃金(飲食)	213~286	298~320	—	167~176	200~300	117	65~98
法定最低賃金	279/月	9.62~10.33/日	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.97ヵ月分	1.64ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.16ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	10.24~11.74%	8.745%+100PHP	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)
名目賃金上昇率	8.0% (2019年)	4.88~5.26% (2018年)	—	—	—	—	9.0% (2017年)

(出所)JETROホームページ「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注)上記賃金はいずれも米ドル

【Ⅱ-2】主要工業団地①

- ◆ 日系企業の約8割がジャカルタ近郊にオフィスもしくは工場を有する
- ◆ ジャカルタから東に向かう高速道路沿いに、多くの工業団地が点在



1	Jakarta Industrial Estate Pulogadung
2	Nusantara Bonded Zone
3	Marunda Industrial Park
4	Krakatau Industrial Estate - Cilegon
5	Modern Cikande Industrial Estate
6	Pasar Kemis Industrial Estate
7	Cikarang Industrial Estate
8	MM2100 Industrial Town
9	Bekasi International Industrial Estate(BIIE)
10	Bekasi International Industrial Estate
11	East Jakarta Industrial Park(EJIP)
12	Karawang International Industrial City
13	Suryacipta City of Industry
14	Bukit Indah Industrial Park
15	Cirebon Industrial Estate
16	Cirebon Industrial Estate
17	Cilacap Industrial Estate
18	Turboyo Industrial Estate
19	Tanjung Emas Export Processing Zone
20	Guna Mekar Industrial Estate
21	Ngoro Industrial Park
22	Gresik Industrial Estate
23	Kabil Industrial Estate
24	Batam Industrial Park
25	Bintang Industrial Park
26	Spinindo Mitradaya Batam Industrial Estate
27	Batamasia Industrial Park
28	Bintan Industrial Estate
29	Medan Industrial Estate
30	Makassar Industrial Estate
31	PIER (Pasuruan Industrial Estate Rembang)
32	Greenland International Industrial Center

(出所)インドネシア投資調整庁(BKPM)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地②

- ◆ 多くの日系企業の工場が、ジャカルタ市内から約80kmにかけて東に延びる高速道路沿いの工業団地に所在
- ◆ タンジュンプリオク港の限られた処理能力、港から工業団地への道路渋滞により、恒常的に物流が停滞



(出所)各工業団地HP等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－3】会計・税務関連情報①～会計

- ◆取締役会は財務諸表を含む年次報告書を作成し、コミサリス会の監査を経た上で、会計年度終了後6ヵ月以内に株主総会の承認を受ける必要あり
- ◆以下に該当する場合、年次決算報告書を公認会計士に提示し、監査を受ける必要あり
 - 事業分野が大衆資金の調達に関連する場合
 - 債務承認書などを発行している場合
 - 株式公開会社である場合

主要な会計制度

関連法規	会社法、資本市場法等
国際会計基準への準拠状況	国際会計基準(IFRS)に準拠した会計原則(PSAK)を基準とする (中小企業向け会計原則:ETAPも存在)
会計通貨	インドネシアルピア建て または米ドル建て(財務省が許可した場合)
記帳言語	インドネシア語 または外国語(財務省が許可した場合)
会計期間	12ヵ月(年度の設定は任意だが、12月決算が主)
帳簿保存期間	原則10年

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】会計・税務関連情報②～税務

- ◆ インドネシアにおける主要な税金は以下の通り
- ◆ インドネシア独特の税制として、輸入前払税(PPH22)、国内源泉所得税(PPH23)等に注意要

法人所得税	25%
個人所得税 (PPH21)	課税所得に応じて以下のように定められている。 5千万ルピア以下 :5% 2.5億ルピア超5億ルピア以下:25% 5千万ルピア超2.5億ルピア以下 :15% 5億ルピア超 :30%
輸入前払税 (PPH22)	輸入ライセンス(API)を保有する輸入者:(一般消費財)2.5% 輸入ライセンス(API)を保有しない輸入者及び上記以外の消費財:7.5% (*2018年9月13日から、消費財1,147品目について、税率が上記2.5~7.5%から、7.5%~10.0%に変更)
国内源泉所得税 (PPH23)	国内サービスに対する源泉税:基本税率15%(インドネシア国内で発生する配当、金利(銀行金利は別途)、ロイヤリティー等) その他の国内サービス関連費用に対する税率:2%
海外源泉所得税 (PPH26)	国外サービスに対する源泉税:基本税率20%(海外に送金する配当・金利・ロイヤリティー等。租税条約がある場合はそれに従う) 租税条約に基づき日本は10%(日本へ配当する場合、出資比率25%以上:10%、出資比率25%未満:15%)
付加価値税	物品の販売・役務の提供に対して10% 輸出の場合は免税 飼料・農産品・鉱業産品・医療サービス・公共運輸・教育・社会福祉サービス・郵便などは非課税
奢侈品販売税	奢侈品販売税の税率は10%~75%で、対象品目は奢侈の程度に基づき7つの課税区分に分類 奢侈品の製造企業が奢侈品を引き渡した時、または奢侈品を輸入した時に、1回に限り課税 乳製品・ジュース類・炭酸飲料・化粧品・写真フィルム・敷物などは課税対象外
印紙税	公正証書・契約・領収書・小切手等において、100万ルピア超は6,000ルピア、100万ルピア以下は3,000ルピア
輸出入関税	輸入関税は、輸入品の関税評価額の0~150%の税率で課税 (日本とインドネシアは2008年に二国間自由貿易協定を締結。日本からの輸出:90%減税。インドネシアからの輸出:93%減税)
土地・建物税	財務省が3年ごとに決定する政府工事販売価格を基準とし、以下の課税対象額の一律0.5%が適用 10億ルピア未満の場合:政府工事販売価格の20% 10億ルピア以上の場合:政府工事販売価格の40%

(出所)JBIC資料、JCIF資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－４】物流関連情報①～幹線道路

- ◆ ジャワ島においては、ほとんどの主要都市が高速道路や幹線道路で結ばれているが、他の島では道路整備が遅れている状況
- ◆ 鉄道は非電化の単線で大半が占められており、ジャワ島以外では旅客運送をほとんど行っていない



(出所)JBIC資料、JETRO「ASEAN物流ネットワークマップ」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－4】物流関連情報②～海上輸送

- ◆ インドネシアの海上輸送は外国貿易の約9割、国内貿易の約8割を占めるともいわれ、同国のサプライチェーンにおける重要な役割を担う
- ◆ タンジュンプリオク港はコンテナ取扱量世界第26位であり、世界120カ国・600湾岸との海運ルートを有する。また、インドネシアの玄関港として最も重要な物流の根幹であるが、最近では容量オーバーといわれており、西ジャワ州スパン県のパティンバン新港の建設が進んでいる

世界のコンテナ取扱量ランキング

順位	港	国名	TEU	増減率	順位	港	国名	TEU	増減率
1	Shanghai	China	40,233,000	+8.3	26	Tanjung Priok	Indonesia	6,090,000	+10.4
2	Singapore	Singapore	33,666,000	+8.9	27	Bremen/Bremerhaven	Germany	5,510,000	▲0.5
3	Shenzhen	China	25,208,700	+5.1	28	Jawaharlal Nehru	India	4,833,397	+7.0
4	Ningbo-Zhoushan	China	24,607,000	+14.1	29	Valencia	Spain	4,832,156	+2.1
5	Hong Kong	China	20,770,000	+4.8	30	Manila	Philippines	4,782,240	+5.7
6	Busan	South Korea	20,493,475	+5.3	31	Taicang	China	4,514,000	+10.6
7	Guangzhou	China	20,370,000	+8.0	32	Lianyungang	China	4,710,700	+0.2
8	Qingdao	China	18,262,000	+1.4	33	Tokyo	Japan	4,500,156	+5.9
9	Dubai	UAE	15,368,000	+4.0	34	Algeciras	Spain	4,389,836	▲7.8
10	Tianjin	China	15,040,000	+3.8	35	Mundra	India	4,240,260	+27.7
11	Rotterdam	Netherlands	13,734,334	+10.9	36	Jeddah	Saudi Arabia	4,150,000	+4.9
12	Port Klang	Malaysia	11,978,466	▲9.0	37	Piraeus	Greece	4,145,079	+10.9
13	Antwerp	Belgium	10,450,897	+4.1	38	Savannah	US	4,046,212	+11.0
14	Xiamen	China	10,380,000	+8.0	39	Salalah	Oman	3,946,421	+18.7
15	Kaohsiung	Taiwan	10,271,018	▲1.9	40	Dongguan	China	3,910,000	+7.4
16	Dalian	China	9,707,000	+1.3	41	Colon	Panama	3,891,209	+19.4
17	Los Angeles	US	9,343,192	+5.5	42	Santos	Brazil	3,853,719	+13.6
18	Hamburg	Germany	8,860,000	▲0.6	43	Felixstowe	UK	3,849,700	▲4.1
19	Tanjung Pelapas	Malaysia	8,260,610	+2.9	44	Seaport Alliance	US	3,665,329	+1.4
20	Laem Chabang	Thailand	7,670,000	+6.1	45	Tanjung Perak	Indonesia	3,553,370	+6.8
21	Long Beach	US	7,544,507	+11.4	46	Tanger Med	Morocco	3,312,409	+11.7
22	New York/New Jersey	US	6,710,817	+7.3	47	Vancouver	Canada	3,252,225	+11.0
23	Yingkou	China	6,278,000	+3.2	48	Rizhao	China	3,237,700	+7.6
24	Colombo	Sri Lanka	6,209,000	+8.3	49	Nanjing	China	3,170,000	+2.8
25	Ho Chi Minh	Vietnam	6,155,535	+4.6	50	Marsaxlokk	Malta	3,150,000	+2.1

タンジュンプリオク港はインドネシアにおいて最大のコンテナ取扱港であり、港湾貨物の半分以上を取り扱う



(出所) Containerisation International Top100 Container Ports2018より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-4】物流関連情報③～都市交通

- ◆ 日本の円借款により、ジャカルタ首都圏の渋滞緩和を目的として、MRT(Mass Rapid Transit:大量高速輸送)南北線が開通。南北線フェーズ1としてジャカルタ中心部のブンダランHIから南に延びる15.7kmが完工し、2019年4月から運転開始
- ◆ これに続く南北線フェーズ2として、ブンダランHIから北の西ジャカルタ・アンチョール車両基地まで、総延長11.5km、計11駅の建設が今後計画されている
- ◆ さらにジャカルタ東西を結ぶ鉄道としてフェーズ3も検討されており、総延長31.7km、22駅が設置される予定。2020年半ばまでにルートを確認し、2020年末～21年年初の着工をめざしている

MRT南北線フェーズ2 開発図



(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

MRT南北線フェーズ1 概要

資金提供者	日本円借款(STEP案件)
事業主	州営MRTジャカルタ
運行開始	2019年4月
駅数	13駅
総走行距離	15.7km

MRT南北線フェーズ2 概要

資金提供者	日本円借款(STEP案件)
事業主	州営MRTジャカルタ
着工開始予定	2020年頃
運行開始予定	2025年頃
駅数	11駅
路線長	11.5km

【Ⅱ-5】金融関連情報

- ◆ インドネシアの金融セクターの規制・監督機関は、インドネシア中央銀行(BI: Bank Indonesia)および金融サービス庁(OJK: Otoritas Jasa Keuangan)
- ◆ 近年マクロ経済指標が比較的安定していたことから、中銀は2016年から2017年にかけて6度の利下げ(政策金利を合計1.5ポイント引き下げ)や政策金利の指標レートの変更(*)を行い、積極的な金融緩和策を実施。しかしながら、米国の政策金利引き上げによるルピア安を受けて、2018年5月～11月にかけて政策金利を1.75ポイント引き上げた結果、2019年3月末現在の政策金利は6.00%

(*)2016年8月、中銀は政策金利の指標レートを従来のBIレートから7日物リバースレポ金利へ変更

現地金融関連動向

- ✓ 2018年に入り、米国利上げや米中貿易摩擦、トルコやアルゼンチンの通貨急落などをを受けて、1998年のアジア通貨危機以来のインドネシアルピア安(1ドル14,500～15,000ルピア)の水準となった
- ✓ 通貨防衛のために中銀が市場介入を行なう一方で、政府としても消費財1,147品目の輸入前払い所得税の引き上げ、国産原油の国内優先利用などの措置を実施
- ✓ 中銀は中立的な政策姿勢を維持しており、経済成長や物価の動向、外部環境などを考慮しつつ、金融政策を調整する意向
- ✓ 日本との二国間金融協力の分野では、2009年7月に金融危機対応策の一環として、インドネシア政府が同国初となる総額350億円の円建て外債(サムライ債)を発行
- ✓ 2018年5月、インドネシア政府は4年連続となる1,000億円のサムライ債を発行

関連規制・監督官庁等

業種	監督機関	備考
銀行	OJK	商業銀行
		庶民銀行
証券会社	OJK	証券引受業者
		証券取引ブローカー
		投資マネージャー
保険会社	OJK	OJKによる投資規制あり
ファイナンス会社	OJK	リース
		ファクタリング
		消費者ファイナンス
		クレジットカード
運用会社	OJK	
ベンチャーキャピタル	OJK	
保証会社	OJK	
公的社会保障	労働・移住省 財務省、防衛省	内容ごとに異なる 法令上の投資規制あり

(出所)JCIFレポート・金融庁委託調査・各種情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-6】撤退

◆ 事業撤退の選択肢として、株式譲渡による撤退と会社清算の2通り

◆ 会社清算(解散)は以下6つの理由により発生する

- ①株主総会決議、②定款に定めた会社存続期間終了、③裁判所決定、④商業裁判所の確定判決で破産が取り消されたが、破産処理費用が支払えない場合、⑤破産宣告会社が破産・負債支払猶予法の支払不能処理状態にある、または、⑥営業許可が取り消され、政令に従い、破産処理を行わなければならなくなった場合
- 上記解散理由が発生した場合、清算人または管財人が清算を行うことが必要であり、会社はすべての清算事務を処理するために必要とされる場合を除き、法的な行為をなすことを禁じられる



(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

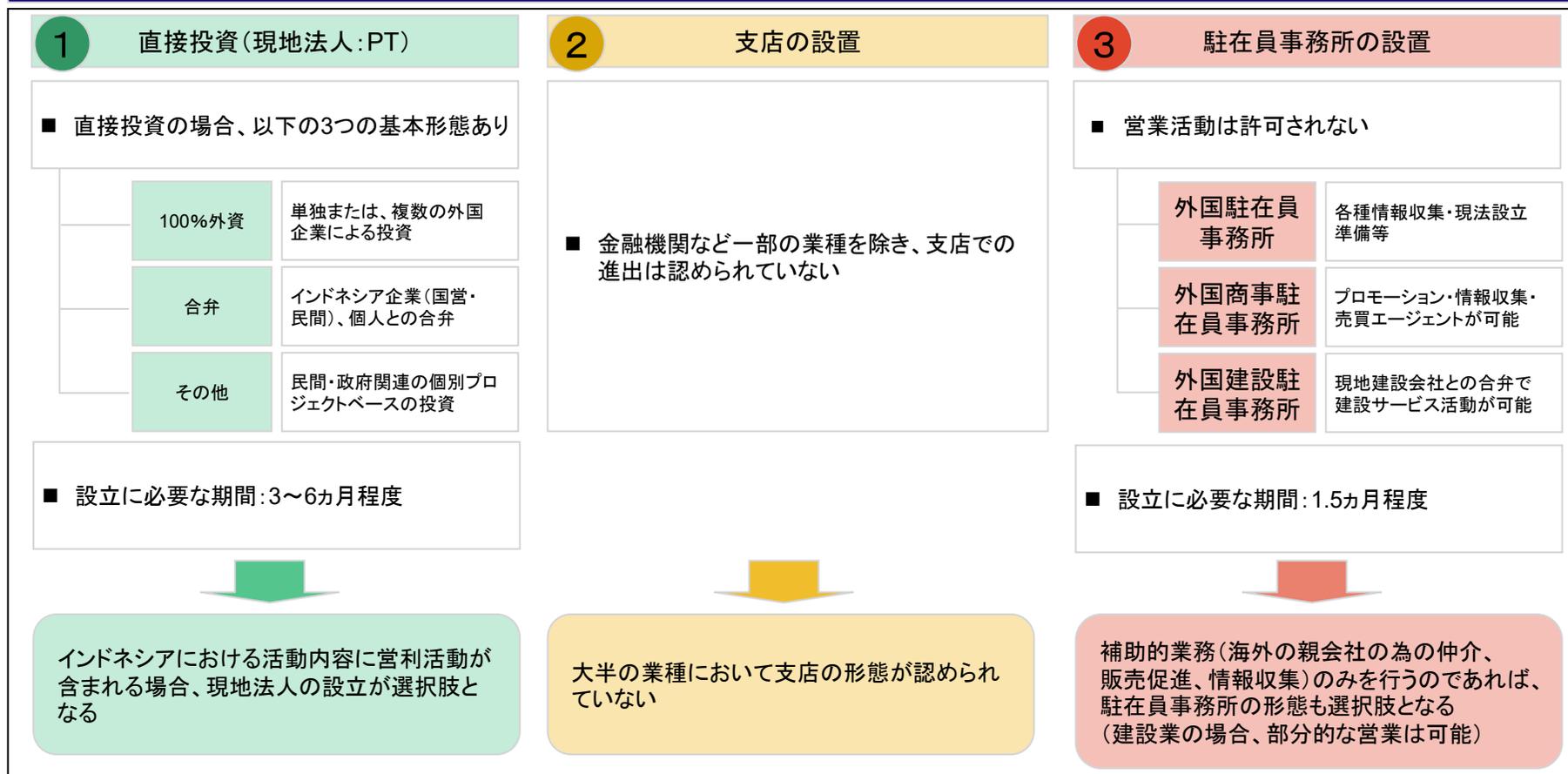
IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅲ－1】進出形態①～概要

- ◆ インドネシアにおける基本的な投資・進出形態は以下の通り
- ◆ 大半の業種において支店形態での進出が認められていないため、現地法人としての進出が一般的

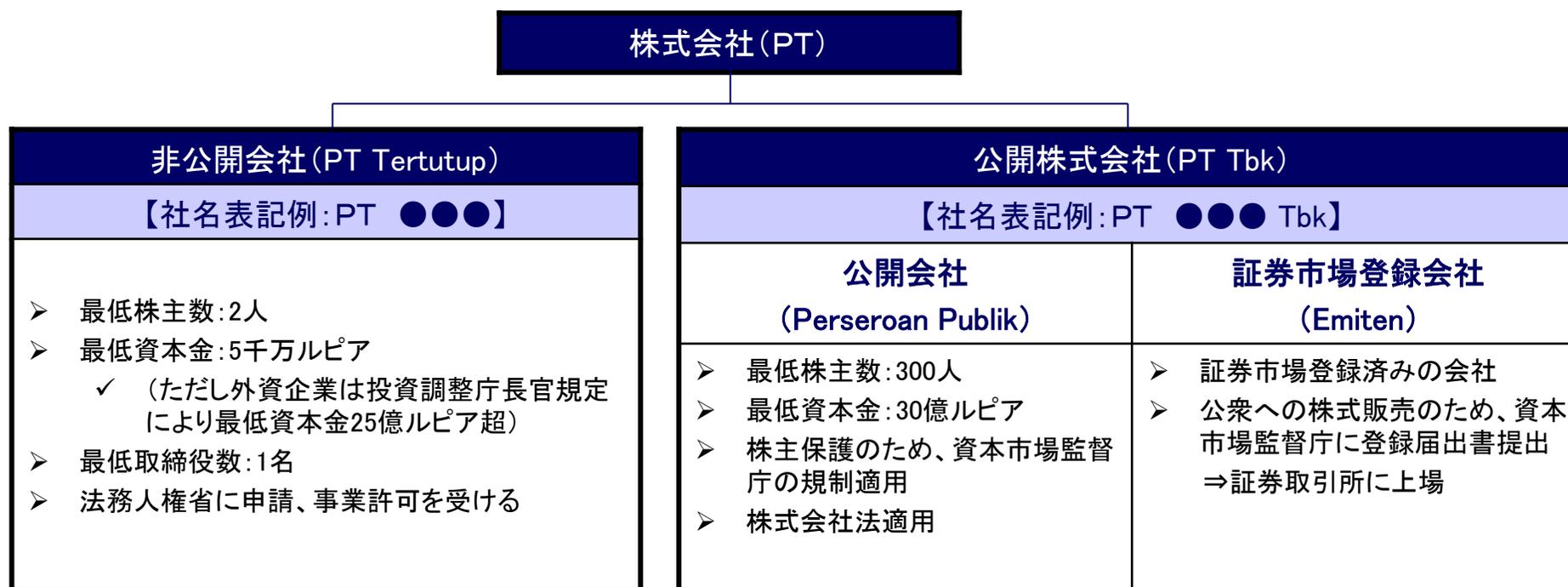
インドネシアにおける基本的な投資・進出形態



(出所)各種情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－１】進出形態②～現地法人

- ◆ 外資系企業の現地法人は、外国資本100%、またはインドネシア企業との合弁どちらでも設立可
 - 事業分野によっては投資制限があるため「投資ネガティブリスト」(Daftar Negative Investasi: DNI)は要確認
- ◆ 外国企業により設立された企業は、外国投資企業(PMA企業: Perusahaan Penanaman Modal Asing)という
- ◆ 株式所有者の国籍に関わらずインドネシアの企業とみなされ、インドネシア法の遵守が必要
- ◆ 株式会社は、株主数・最低資本金額・株式市場への登録の有無により、下記の通り分類



(出所) 各種情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－１】進出形態③～駐在員事務所

- ◆ 外国企業または外国企業同士の合併企業により選任された、1人または複数の駐在員によって運営
- ◆ 駐在員事務所は、事業形態や目的によって3種類に分類され、許可の条件や機能が異なる

	①外国駐在員事務所 Kantor Perwakilan Perusahaan Asing:KPPA	②外国商事駐在員事務所 Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing	③建設駐在員事務所(*) Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing
目的	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国投資企業の設立や開発準備等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マーケットリサーチやプロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インドネシアでの建設サービスの提供
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社設立準備業務 ▶ インドネシアの関連現地法人の事業の監督・調整 ▶ 有効期間3年だが延長可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国で製造された製品の紹介・販促 ▶ 市場調査、管理販売 ▶ 輸出契約を現地企業と締結 ▶ 有効期間は1年だが延長可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設サービス市場開拓のため、個人・法人・政府機関と連絡をとる ▶ 現地建設会社との共同作業契約(Joint Operation)締結により、現法を設立せず、インドネシアで建設サービスを提供可能。ただし会社法(P49参照)の条件を充足する必要あり ▶ 有効期間3年だが延長可能
制約事項	<p>下記活動は行うことができない</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸出入や売買取引により収益を出すこと ▶ グループ会社の業務運営に携わること 	<p>下記活動は行うことができない</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 直接取引、販売活動 ▶ 入札、苦情処理 ▶ 輸出入業務 (注)現地代理業者と契約の必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 共同作業相手である現地建設会社に、技術移転を保証しなければならない
職員要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 代表者はインドネシア国内に居住する必要あり ▶ インドネシア人の雇用義務はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事務所長の外国人指名可 ▶ 就労する外国人は、大卒以上あるいは大卒相当で、かつその分野で少なくとも3年の経験 ▶ 外国人1名雇用につき、インドネシア人3名の雇用義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人労働者を採用した場合、同程度の能力を持つインドネシア人を雇用する必要あり

(*)・建設ライセンスを保有する地場建設企業とのJO契約締結が必要
 ・JO運営体制は各種規定に従う
 (公共事業大臣規定No05/PRT/M/2011⇒2014年9月22日付 No.10/PRT/M/2014へ改定)

(出所)当局開示資料・JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】拠点設立フロー（OSS: Online Single Submission: 2018年6月21日施行）

- ◆ 2018年6月21日に、事業許認可統合電子サービスに関する政令「2018年第24号」を公布・施行
- ◆ 投資に関する許認可権限の多くの部分が、投資調整庁（BKPM）や他の機関から、経済調整省によって管理されるオンライン・シングル・サブミッション（OSS）に移行された
- ◆ これにより、ビジネス環境の向上が期待されるが、細則が決まっていないところも多く、しばらくは混乱が予想される

登録

- ✓ 事業者はOSSシステムにアクセスし、事業に伴う関連情報（名称・事業分野・投資計画・雇用計画・納税者番号等）を登録する
- ✓ 登録後、OSS機関より事業者基本番号（NIB: Nomor Induk Berusaha）が発行される。NIBは後続の事業許可・営業許可取得に必要な番号であり、会社登記証明書（TDP）・輸入業者認定番号（API）・通関アクセス権を統合・代替するものである

事業許可

- ✓ NIBの付与と同時に、いくつかのコミットメント付きで、OSS機関より事業許可証（ビジネスライセンス）が発行される
- ✓ コミットメントとは、立地許可・水域立地許可・環境許可および建設許可（IMB）が含まれ、所定期間に充足することが求められる
- ✓ 申請した事業セクターで商業/営業許可が求められていない場合、商業活動を開始できる
- ✓ 事業許可証を取得した事業者は、土地の調達、建物の建設運営、設備資材の調達、従業員の雇用、生産活動等が可能となる

商業/営業許可

- ✓ 事業許可の承認後、必要に応じて商業/営業許可（コマーシャル・オペレーショナルライセンス）を申請する。その際、物品・サービスの基準または証明書が求められる
- ✓ 商業/営業許可が発行される前に、インドネシア国家規格（SNI）、良質医薬品生産に関する基準（CPOB）証明、輸入承認等の必要なコミットメントを充足する必要がある
- ✓ 申請者は商業/営業許可取得後に商業活動を開始できるが、輸出入事業者は分野に応じてさらに別の許可が必要になる

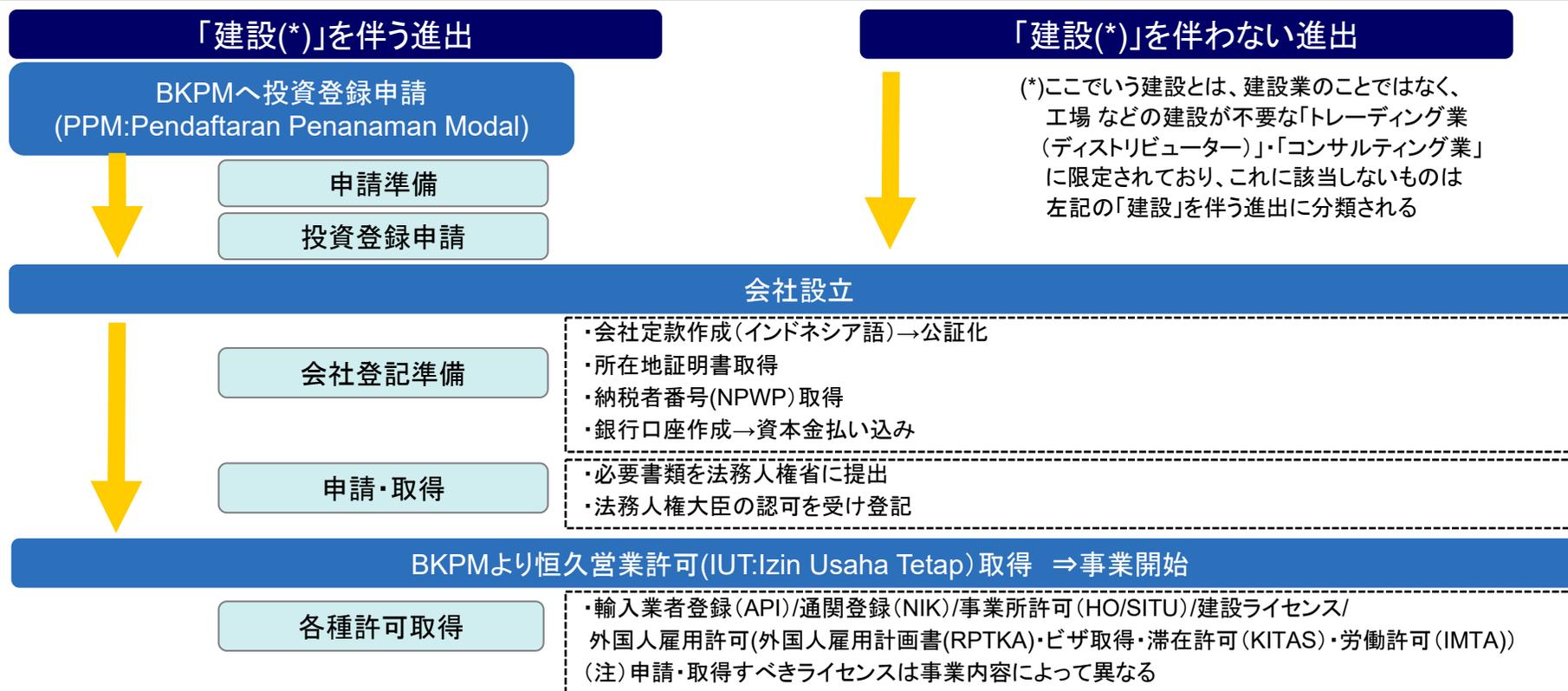
<ポイント>

- ✓ 以下の一部機能については、引き続きBKPMが管轄
 - ①エネルギー・天然資源事業のライセンス、②税制優遇措置に関する許認可、③駐在員事務所に関する許認可
- ✓ BKPMによる投資登録手続きがなくなったため、当局による事前の外資規制適合確認がないが、代替として事後監督があることから、規制が緩和したわけではない（むしろ、会社設立後に外資規制の抵触が判明するリスクがある）
- ✓ 一方で、外資企業がBKPMに対する投資活動報告（LKPM）については、従来の年2回から年4回に増加

（出所）各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】(ご参考) 以前の拠点設立フロー(BKPM規則2017年13号)

- ◆ インドネシアにおける現地法人設立の流れは以下の通り
- ◆ 2017年12月4日にインドネシア投資調整庁(BKPM)より発表された「投資許可および設備のための指針・手続に関する規則No.13」により、投資手続きが大幅に変更となった(2018年1月2日から施行)



- ・営業許可取得から1年以内に事業開始する必要がある
- ・外資企業が恒久営業許可(IUT)を取得する際は、「大企業」要件を充足する必要がある
「大企業」要件とは、純資産100億ルピア超もしくは年間売上500億ルピア超
- ・IUT申請時に上記要件を充足できない場合でも、有効期間1年の暫定IUT発行が可能であり、その期間中に条件を満たせば、恒久IUT取得が可能

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－3】現地費用

◆ インドネシア(ジャカルタ)における一般的な現地費用は以下の通り

項目	詳細	金額	備考
地価・事務所賃料等	工業団地(土地)購入価格 (1㎡あたり)	a.150米ドル b.170米ドル	a.スルヤチプタ工業団地(税・管理費別) b.GIIC工業団地(税・管理費別)
	工業団地借料 (1㎡あたり、月額)	a.4.96米ドル b.3.54米ドル	a.スルヤチプタ工業団地(税・管理費別) b.コタ・ブキット・インダー工業団地(税・管理費別)
	事務所賃料(賃料のみ) (1㎡あたり、月額)	a.300,000～350,000ルピア b.270,000ルピア	a.MidPlaza Building(最低2年契約用、税・管理費別) b.Wisma Keiai(最低2年契約、税別・管理費込)
	市内中心部店舗スペース /ショールーム賃料 (1㎡あたり、月額)	a.700,000～1,500,000ルピア b.700,000ルピア	a.プラザ・スナヤン 税・管理費別、最低3年契約 b.コタ・カサブランカモール 税・管理費別
	駐在員用住宅借上料 (月額)	(1)3,332米ドル (2)3,300米ドル	(1)スティルマン地区(南ジャカルタ)のサービスアパート、2寝室(112㎡) 税別 (2)スティルマン地区(南ジャカルタ)のサービスアパート、2寝室(150㎡) 税別
公共料金	業務用電気料金	月額基本料:なし 1kWhあたり料金:1,036ルピア	国営電力公社(PLN) 200kVA超の企業向け(ピーク時間を除く)
	一般用電気料金	月額基本料:— 1kWhあたり料金:1,467ルピア	国営電力公社(PLN) 1,300～2,200VAの家庭向け
	業務用水道料金	月額基本料:69,215ルピア 1㎡あたり料金:12,550ルピア	水道公社(PALYJA) メーターサイズ1.25 インチの場合、使用料20㎡超の場合
	一般用水道料金	月額基本料:19,390ルピア 1㎡あたり料金:9,800ルピア	水道公社(PALYJA) メーターサイズ0.50インチの場合、使用料20㎡超の場合
	業務用ガス料金	1㎡あたり料金:0.34米ドル	国営ガス公社(PGN)、天然ガス
	一般用ガス料金	月額基本料:— 1kgあたり料金:11,583ルピア	国営石油プルタミナ、液化天然ガス(LPG)

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－４】口座開設

- ◆ 口座開設手続きは、会社設立時に準備する書類、および銀行制定書類の記入・提出で原則開設可能（具体的な手続きは各銀行窓口まで）
- ◆ 預金の種類は当座預金・普通預金・定期預金のみであり、他の資金運用手段に乏しい状況

口座開設手続き

<一般的な銀行提出書類>

会社定款のコピー
法務人権省の認可証(MOLHR)のコピー
会社税務登録番号(NPWP)のコピー
会社登記証明書(TDP)のコピー
会社所在地証明書(Domicile Letter)のコピー
BKPMの投資認可証のコピーor監督官庁の営業許可証・ライセンス
委任状(Power of Attorney)(必要性に応じて)
サイン権限者の身分証明書のコピー:パスポート&KITAS(居住者)



上記書類および銀行制定書類を記入・提出後、
1～2週間で口座開設

留意点・預金種類等

	取扱通貨	預金種類
流動性 預金	・ルピア	当座預金
	・外貨	普通預金
定期性 預金	・ルピア ・外貨	定期預金

<預金保護の対象>

- 当座預金、普通預金、定期預金、その他類似の属性のものは、預金保護の対象
- 預金保護は、1金融機関、1顧客につき20億ルピア(約1,500万円)まで

(出所)インドネシア中央銀行資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV-1】外資規制①

- ◆ ネガティブリスト記載業種については外資出資規制あり。ネガティブリスト業種以外は原則100%出資可能だが、実際の進出時は個別にインドネシア投資調整庁(BKPM)への確認が必要
- ◆ ネガティブリストは直近では2016年5月に改正されており、外資企業が進出する際は必ず確認する必要あり

外資投資規制

ネガティブリスト掲載業種(次ページに一部抜粋)を除く業種は外資100%の出資が可能。外資企業が進出する際は、必ずネガティブリストの確認が必要

最低株主数：2名

最低投資額：BKPMによる個別承認(外国企業設立承認時に企業毎に最低投資額を決定)

(注)1.会社法上は以下の資本金規定あり

- ・最低授権資本：5,000万ルピア
- ・最低引受授権資本：授権資本最低25%

2.一方、外資企業の場合、以下の別規定あり

①投資調整庁長官規定2015年4号

- ・土地建物を除く投資額合計が100億ルピア以上
- ・資本金25億ルピア以上

②投資調整庁長官規定2017年13号

- ・統合型住宅・ビル開発を行う不動産開発会社については、土地建物への投資額を100億ルピアに含める
- ・外資企業(1%でも外資出資があれば外資企業扱い)は、規模の大小に関わらず「大企業」に分類され、純資産100億ルピア以上もしくは売上高500億ルピア以上の条件を満たす必要がある

(出所)関係省庁HP・JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制②～ネガティブリスト

◆ 2016年5月改定のネガティブリストにおける主な外資規制業種は以下の通り

分野	旧 (2014年)	新 (2016年)
陸上旅客運送	0%	49%
高圧電力設備据付	0%	49%
電子商取引	0%	49%もしくは 100%(※1)
デパート(400㎡-2,000㎡)	0%	67%
映画館運営	0%	100%
ディストリビューター	33%	67%もしくは 100%(※2)
倉庫	33%	67%
冷蔵倉庫	33%	100%
教育訓練	49%	67%
旅行代理店	49%	67%
ゴルフ場・ボウリング場	49%	67%
空港管理サービス	49%	67%
フレイトフォワーディング	49%	67%

分野	旧 (2014年)	新 (2016年)
スポーツ施設 (ゴルフ場・ボウリング場等を除く)	49%	100%
映画配給	49%	100%
クラムラバー業(再生ゴム)	49%	100%
民間博物館	51%	67%
ケータリング	51%	67%
大会・展示会(MICE)	51%	67%
レストラン	51%	100%
建設コンサルティング	55%	67%
通信業	65%	67%
製薬原材料	85%	100%
高速道路管理	95%	100%
通信機器検査	95%	100%

(※1)投資額が100億ルピア未満の場合は49%、それ以上の場合は100%

(※2)インドネシアに生産拠点が無い場合は67%、生産拠点がある場合は100%

(出所)現地情報等各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

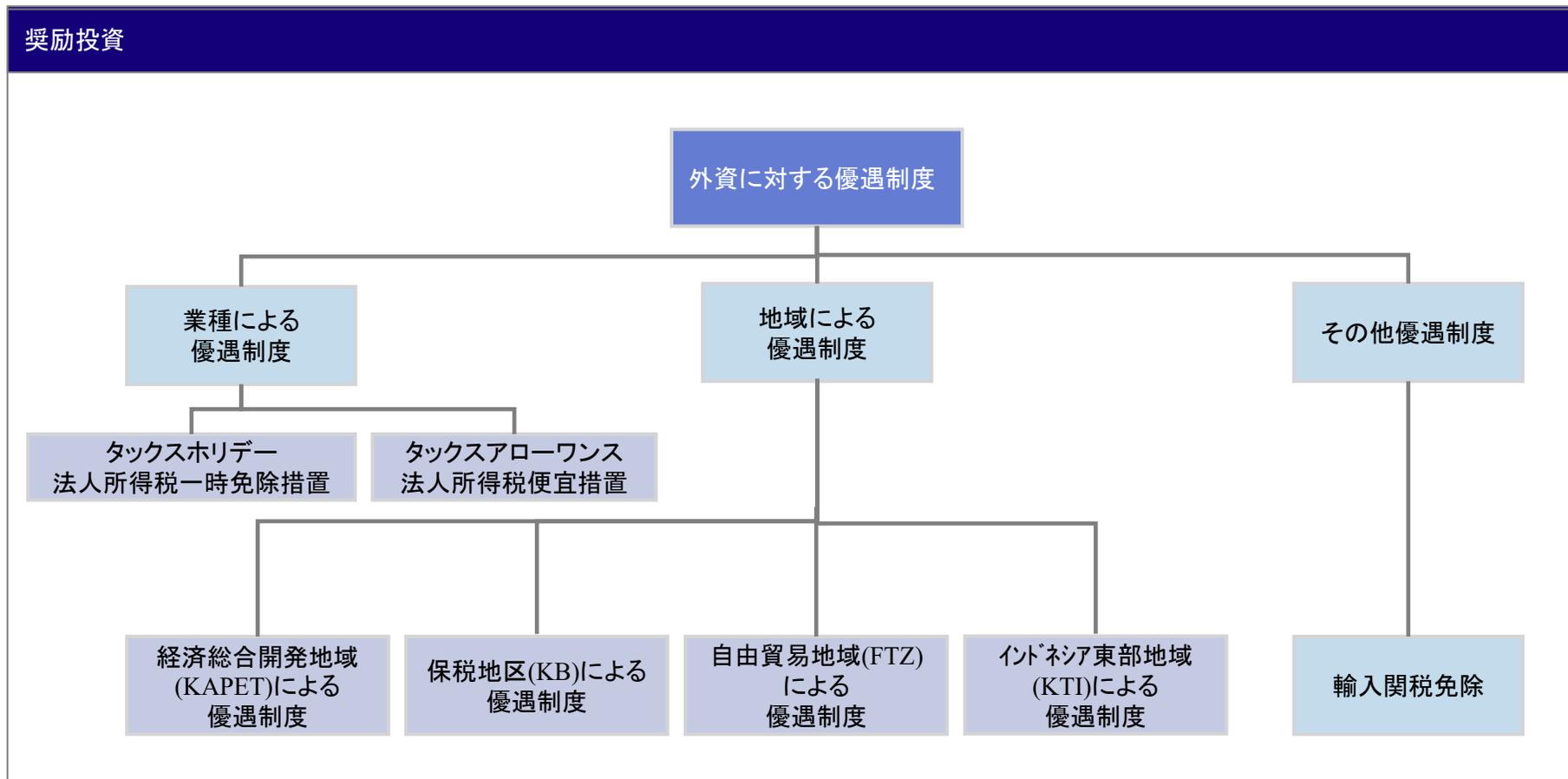
【IV-1】外資規制③～建設業

規制	法令	内容
現地法人設立 (建設業登録) に関する規制	総合建設業登録に関する国家建設サービス開発機関令 2014年5号 (2014年6月11日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資企業がインドネシアに設立する現地法人を通じて建設事業を行う場合、ネガティブリストに基づき、最大出資比率は67% (ASEANからの出資は70%) までであり、100%インドネシア資本のローカルパートナーとともに合併会社を設立する必要がある ✓ この合併会社は、B-2分類の大規模建設業者格付(*)を取得し、事業体証明(SBU)を取得したうえで、建設業事業許可(IUJK)を取得する必要がある(3年間有効) (*)B-2分類の大規模建設業者の登録条件は以下 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査済み最新財務諸表で自己資本(純資産)が500億ルピア超 ・ B1として直近10年間に累積で2,500億ルピア以上または最低833.3億ルピア以上の工事実績 ✓ 合併会社が行う建設工事は、ハイリスク・ハイテク・ハイコストのものに限られる。ハイコストとはプロジェクト全体が1,000億ルピア以上のもの(ただしネガティブリストでは500億ルピア以上と定められている)
	建設業登録に関する国家建設サービス開発機関令 (2014年6月27日施行)	
	建設業登録に関する国家建設サービス開発機関令2014年10号 (2014年8月29日施行)	
	公共事業・国民住宅大臣規則2016年3号(2016年2月1日施行)	
	公共事業大臣規程 (2019年6月施行)	
建設駐在員事務所 JOIに関わる規制	外国建設駐在員事務所ライセンス付与のガイドラインについての公共事業大臣規定 2014年9月22日付 No.10/PRT/M/2014	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国建設駐在員事務所を通じて現地で建設事業を行う場合、インドネシア現地の建設事業者(BUJK)と共同して受注する必要があるが、かかる現地の建設事業者は以下の要件を充足している必要がある <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%インドネシア資本であること(*) ・ 大規模事業者の建設事業者格付(B1・B2)を取得しており、事業体証明(SBU)を保有していること ・ 建設業事業許可(IUJK)を保有していること (*)公共事業省の承諾があればインドネシア資本65%以上でも可能。その場合、社長・経理担当取締役・人事担当取締役はインドネシア人でなければならない ✓ 外国建設駐在員事務所(BJUJKA)は大規模事業者として分類され、ライセンス有効期間は3年、延長可 ✓ 外国建設駐在員事務所が事業を行う場合、インドネシア建設会社パートナー(BUJK)と調達から運営に至るまで平等な立場と責任でジョイント・オペレーションを組成する必要がある ✓ 外国建設駐在員事務所が行う事業は、ハイリスク・ハイテク・ハイコストのものに限られる。ハイリスク・ハイテクかの判定は公共事業省またはその関連機関(K/L/D/I)が判定 ✓ ハイコストとはプロジェクト全体が1,000億ルピア以上で、1ジョイント・オペレーション案件の参画金額が100億ルピア以上のものをいう ✓ ジョイント・オペレーションは、総事業費の50%以上が国内で消費され、30%以上がインドネシア建設会社パートナーによって行われる必要がある ✓ 外国建設駐在員事務所はインドネシア人に技術移転を行わなければならない

(出所)各種文献より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致①

◆ インドネシアには、多数の工業団地が設立され、進出企業に対する以下のような優遇制度が設けられている



(出所)JETRO・JCIF資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致②～法人所得税一時免除措置(タックスホリデー)

- ◆ 2018年11月、財務大臣令「2018年第150号」により、法人所得税一時免除措置(タックスホリデー)の適用範囲が拡大された
- ◆ パイオニア産業を17分野153業種から18分野169業種に拡大し、投資額5,000億ルピア以上の新規投資に対して投資額に応じて5年間から20年間法人税が100%免除された。さらに、投資額1,000億ルピア～5,000億ルピア未満の新規投資に対して7年間法人税を減税するミニタックスホリデーも導入された

付与条件

1. 新規納税者
2. パイオニア産業を運営する納税者
3. (タックスホリデー)新規投資額5,000億ルピア以上の投資計画を有する納税者
(ミニタックスホリデー)新規投資額1,000億ルピア以上5,000億ルピア未満の計画を有する納税者
4. 財務省規定に関連する負債資本比率を満たした納税者
5. 投資計画の総額の最低10%を国内の銀行に預託することができる旨の宣言書を提出した納税者

一時免税措置の内容

- (タックスホリデー)
- ・投資額に応じて5年間から20年間法人税を100%免税(*)。優遇期間終了後2年間法人税を50%免税
- (*)新規投資額5,000億～1兆ルピア未満:優遇期間5年
1兆～5兆ルピア未満:優遇期間7年
5兆～15兆ルピア未満:優遇期間10年
15兆～30兆ルピア未満:優遇期間15年
30兆ルピア以上:優遇期間20年
- (ミニタックスホリデー)
- ・法人税を5年間50%減税、その後2年間25%減税

パイオニア産業

1. 上流金属産業(鉄鋼・非鉄鋼)
2. 石油・ガス精製産業
3. 天然ガス・石炭の石化産業
4. 農業・プランテーション・林業をもととする有機基礎化学産業
5. 無機基礎化学産業
6. 医薬品原材料産業
7. 放射線、電気医療、電気治療機器の製造業
8. 半導体用ウエハー、LCD用バックライト、電気駆動装置やディスプレイなど、電子・テレマティクスの主要機器製造業
9. 機械向けエンジンの主要部品製造業
10. 製造をサポートするロボット用部品製造業
11. 発電機械の主要部品製造業
12. 自動車および自動車主要部品製造業
13. 船舶主要部品製造業
14. 鉄道主要部品製造業
15. 航空主要部品製造業および航空宇宙産業支援事業
16. 農業・プランテーション・林業加工産業
17. 経済インフラ
18. デジタル経済

(出所)JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致③～法人所得税便宜措置(タックス・アローワンス)

- ◆ 特定の事業分野、特定の地域への既存企業の新規投資に対して、法人税に関する便宜が供与される。新規投資だけでなく、拡張投資にも適用できる

便宜措置の内容

- ・ 投資額の30%をネット所得より控除: 投資額を年5%ずつ6年間ネット所得より引くことができる
- ・ 減価償却期間短縮(減価償却の加速): 通常の2倍の減価償却費を計上できる
- ・ 外国への配当課税の減税: 外国への配当にかかる税率を10%に軽減。ただし、租税条約が定める税率が10%以下である場合はそれを適応
- ・ 欠損金繰り延べ期間延長: 通常5年の欠損金繰り延べ期間を特定の要件を見なす場合、最大10年まで延長可

欠損金繰り延べ期間延長の条件

以下の条件を満たすごとに1年間延長

1. 工業地帯・保税地区での新規投資
2. 5年間継続して500人以上のインドネシア人労働者を雇用
3. 地域の経済・社会インフラに100億ルピア以上投資
4. 商品の調査・開発に5年間で投資額の5%以上を投入
5. 投資後4年目から国内原料を70%以上使用

以下の条件を満たすごとに2年間延長

1. 5年間継続して1,000人以上のインドネシア労働者を雇用
2. 総投資の5%について5年間開発費支出
3. 投資拡張許可を得る前の1課税年度の税後利益を再投資
4. 保税地域外に所在する企業が総売上上の30%以上を輸出

付与条件*条件は奨励業種により異なる

1. 投資額が高いもしくは輸出案件であること
2. 多数の労働者を雇用すること
3. 現地調達する事

※前令における「タックスアローワンスは投資計画の最低80%を実現した後
に与えられる」という条文は削除される

(出所)JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

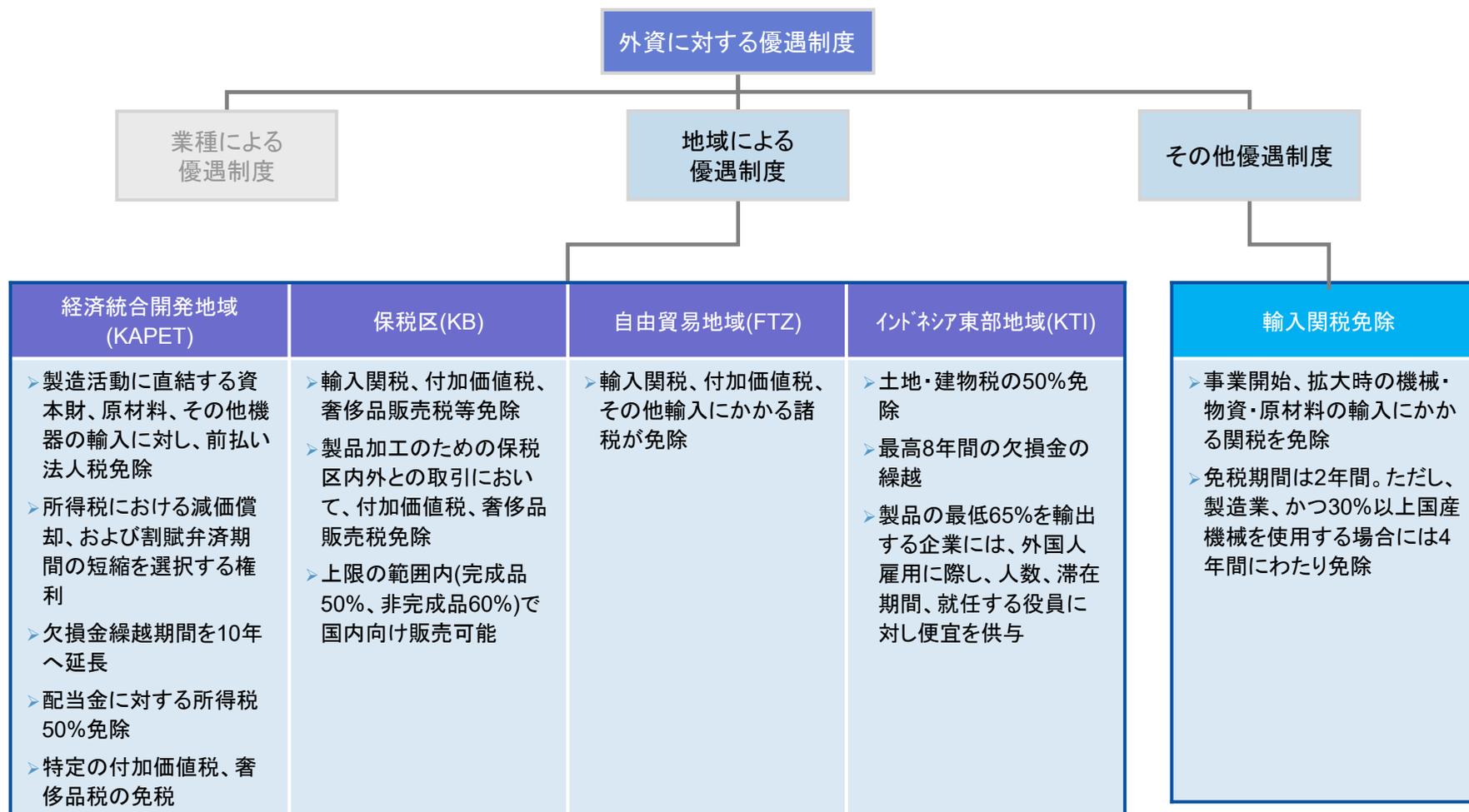
奨励業種

- ・ 従来の対象である129業種が、全国共通66業種および地域限定77業種、合計143業種に拡大
- ・ 新たに対象となったのは、半導体や電子部品、金属加工用の機械や工作機械などの分野。食品分野では、チョコレートや菓子類、ベビーフードの製造

【奨励業種A】	【奨励業種B】
1. 食品調味料	1. 魚缶詰業
2. 繊維・衣料	2. 農産物加工
3. パルプ・製紙	3. 紙、段ボールの梱包
4. 工業用化学材料	4. プラスチック梱包
5. 薬品用化学材料	5. セメント・石灰工業
6. ゴム	6. 家具製造業
7. 磁器碍子	7. 海洋漁業と魚加工
8. 製鉄、鉄鋼	
9. 鉄以外の基礎金属	
10. 機械(タービン、コンプレッサー、製鉄機械、繊維機械など)	
11. 発電機	
12. 電子・通信機器(フラッシュディスク、MP3、MP4、デジタルプレーヤー、プリンター、TV LCD、TVプラズマ、CCTVなど)	
13. 陸上運輸(金属加工、四輪以上の車両とその付属品)	
14. 造船とその修理	

【IV-2】投資誘致④～地域優遇制度等

◆ 地域による優遇制度、その他優遇制度は以下のとおり



(出所)JETRO・JCIF資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-3】会社法関連

- ◆ インドネシアの現行の会社法は2007年に制定されたものであり、全161条で構成
- ◆ インドネシアの商法典はオランダ法の影響を大きく受けており、会社法が制定された現代においても、コミサリス会の制度などオランダ法に由来する制度が残存
- ◆ インドネシアに対する外国企業による投資活動を規定する最上位の法令は投資法
 - ▶ PMA(外国資本)企業設立時の最初の法的手続きは、投資調整庁(BKPM)に対する投資基本許可申請と投資基本許可の取得

会社法の位置付け

- ✓ 会社法上の会社は、株式会社(Perseroan Terbatas)を意味し、日本法における株式会社と同様、株主の責任は有限責任とされる
- ✓ 株式会社は「非公開会社」と「公開会社(Perseroan Terbuka)」に分類され、後者は「大会社(Perseroan Publik)」と「株式の公募を行う会社」に分類される(日系企業の多くが非公開会社の形態をとる)
- ✓ インドネシアでは日本とは異なり、1人株主の株式会社は認められず、外国資本が100%出資可能な事業分野においても、最低2名の株主が必要
- ✓ 最低株主2名の関係性は問われず、例えば日本の親会社とその代表取締役など、形式的に2名の株主を揃えれば会社法上の要件は満たされる
- ✓ 株式会社の根本規範である定款(Anggaran Dasar)に必要な記載事項は、日本法における定款とおおむね類似し、会社法の規定に反しない限り、定款に任意の定めをおくことも許容

日本の株式会社との主要相違点

設立の認可主義

- ✓ 株式会社は2名以上の個人または法人(以下、発起人)が設立公正証書を作成し、法務人権大臣の認可を得ることで設立
- ✓ 各発起人は、必ず会社の株式の一部を引き受けなければならず、従って株式会社は設立時点から最低2名株主が存在

最低資本金額の定め

- ✓ 会社法上、授權資本金は最低5,000万ルピア
- ✓ PMA(外国資本)企業は投資調整庁長官規則により投資金額(資本金と借入により調達する事業資金)100億ルピア超および払込資本金25億ルピア以上を用意することが求められ、会社法上の最低資本金は適用されない(特定の業種については業法上の最低資本金要件あり)

コミサリス会

- ✓ 取締役会による会社経営を監督し、取締役会に経営に関する助言を行う機関(日本の監査役会に類似した機関)
- ✓ 会社法上、取締役と同様に、各コミサリスも会社に対して善管注意義務を負い、違反したことにより会社に損害を与えた場合、当該コミサリスは個人として会社に対して損害賠償責任を負う

(出所)JETRO資料・法務省資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度①～貿易取引

- ◆ 為替管理の管轄官庁はインドネシア中央銀行
- ◆ 日本との輸入取引については、L/C(ユーザンスを含む)、D/P・D/A、前払金、委託販売方式など、国際貿易取引での通常の決済方法が可能
 - 輸出代金回収に適用される外国通貨は25カ国・地域の通貨に指定

貿易取引

管轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中央銀行 ✓ 外国為替管理法という単一法はなく、中銀による「外国為替取引施行細則(HKPLLD)」を中心に、大統領令、財務大臣規定、中銀通達等により管理 	
為替相場管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 変動相場制 	
貿易取引	輸入取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本を含む62カ国との取引について、L/C(ユーザンスを含む)、D/P・D/A、前払金、委託販売方式など、通常、国際貿易取引で行われている方法で決済可能 ✓ 62カ国以外の国との取引については、前払金またはL/C(ユーザンスを含む)による決済が原則 ✓ 期限付払いのL/Cの場合、支払い留保期間は関係者の合意に基づく
	指定受領外国通貨	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 25カ国・地域。輸入決済に関しては通貨の規制なし
	輸出代金の国内銀行を通じた受け取り義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出代金として得られる外貨は、輸出申告書(PEB)の登録月後3ヵ月目の末日までに、国内の外国為替銀行(Bank Devisa)を通じて受領することが義務付け
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出申告書の金額が1万米ドル超あるいは相当額の場合、外国為替銀行を通じて輸出外貨を取得した翌月5日までに、輸出申告書の日付、税関コード番号、輸出申告書の登録番号、輸出業者の納税者番号(NPWP)など、輸出業者が受領した輸出外貨にかかわる輸出申告書における記載情報を外国為替銀行に届ける必要あり
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出代金の支払いがユーザンスL/C、Consignment、Open Account、徴収の方法で行われ、その期限が輸出申告書の登録後3ヵ月を超える場合、当該支払期限の日から14日以内に、国内の外国為替銀行を通じて輸出外貨を受領する必要あり ✓ ただし、このような支払方法の場合、輸出申告書の日付から14日以内に、輸出業者は文書で説明し、輸出申告書、ユーザンスL/C、輸入業者による支払い留保についての証明のコピーなど、証明書類を外国為替銀行に提出
鉱物等輸出のL/C決済義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受領した輸出外貨の金額が輸出申告書に記載された価額より小さい場合、この差額が5,000万ルピア相当までは、受領される輸出外貨とPEBに記載された価額は同額とみなされる ✓ この差額が5,000万ルピア超相当の場合でも、受領する輸出外貨と輸出申告書に記載された価額は同額とみなされる場合あり 	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ HSコード10桁ベースで鉱物43品目、石炭7品目、パーム油2品目の輸出にL/C決済の義務付けあり ✓ L/Cに記載される価格は最低でも国際価格と同じでなければならず、L/C決済は国内の外為銀行で行う必要あり ✓ L/C決済でなければ、サーベイヤーレポート(鑑定書)が発行されない 	

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度②～貿易外・資本取引

貿易外・資本取引

貿易外取引	外国人や外国法人等との特定のルピア取引や外貨与信取引の禁止/規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象は、外国人、海外で設立された外国法人または外国のその他の機関、インドネシアに本店を有する銀行やインドネシア法人の海外支店等 (注)外国人にはインドネシアにおける居住許可を有する者が含まれる ✓ 外国資本企業は外国法人には含まれないが、駐在員事務所は対象 ✓ 禁止される取引は、ルピア建てあるいは外貨建ての融資供与(シンジケートローン、クレジットカード、消費者ローン等は除く)、外国法人等により発行されたルピア建て有価証券の購入、ルピア建て本支店間請求、ルピア建て資本金払込み等 ✓ 外国人が国内銀行に開設した口座にルピア建て給与を送金する等、特定の取引は例外だが、経済活動の種類を説明した書面の提出等が必要 ✓ 銀行が海外にいる非外国側(インドネシア人・法人など)へのルピア送金禁止 ✓ 外国人等とのルピアに対する各種外貨売買デリバティブ取引は、個人取引ごと、各行の各売買デリバティブ取引のアウトスタンディング・ポジションごとに額面で最高100万米ドル、あるいは相当額に制限
	ルピアによる外貨購入規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人、銀行以外の法人、あるいは外国個人、外国法人、海外支店が国内の銀行にてルピアで外貨を購入する場合、1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超える外貨購入には、外貨購入が必要であることを証明する書類の提出が義務付け ✓ ルピアによる外貨購入は投機目的でない取引に限る ✓ 特に1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超えるルピアによる外貨購入は、以下取引に限る <ul style="list-style-type: none"> a. 内国人の場合：物品・サービスの輸入活動、海外への医療費・海外のコンサルタント利用に対する支払いやインドネシアでの外国人雇用に係わる支払い等サービスの支払い、外貨建て債務の返済、海外での資産購入の支払い、ノンバンクの外貨取引事業活動、トラベルエージェントの事業活動、外貨建て預金 b. 外国人の場合：ルピア建て資産・投資の引き出し、債務者からの返済受領、キャピタルゲイン・クーポン・利息・配当などの投資からの所得等実際の交換では、1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超える外貨購入には外貨購入の必要性についての証明書類のほか、その真偽性についての顧客の誓約書が必要。また、顧客には顧客の身分証明書類と納税者番号(NPWP)のコピーの提出も求められる
資本取引	1. 投資家は、外貨建て口座を通じて自由に資金を国内外に送金可能(2016年11月1日より、国外へ10万米ドル以上外貨送金する場合、中銀宛のエビデンスが必要) (注) 1. 2000年4月より、1万米ドル相当以上の外貨の国内外での受け払いについては、中銀宛に報告する義務あり 2. 2001年2月より、ルピアの外為取引についてはインドネシア国内銀行が行うこと、非居住者の銀行同士によるルピア送金の禁止を柱とする中銀通達が適用	
	2. 投資調整庁(BKPM)から承認を得た外貨は、株式払い込み外貨をルピア建て資本勘定に計上するための換算レートが指定される	
	3. 税制上の優遇措置を受けている期間中の外国投資元本の本国への送金は許可が必要	
	4. 本国の親会社など海外から借り入れを行う場合は、インドネシア中央銀行(BI)に海外借り入れ報告を行う義務がある	

(出所)JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度③～主要規制

- ◆ インドネシアにおける外国為替は、外国為替管理法という法律はなく、インドネシア中央銀行が発行する外国為替取引施行細則、大統領令、財務大臣令、中銀通達などにより規定されている
- ◆ 主な規制は以下の通り

内容	詳細
海外借入の中央銀行報告 (16/22/PBI/2014)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外からの借入は、インドネシア中央銀行へ報告義務あり ➢ 海外からの借入は、1年超の長期、1年以内の短期とも、すべての借り入れにつき報告が必要 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 毎年3月15日までに借入計画を報告(修正報告は7月1日まで) ✓ 毎年6月15日、12月15日までに、借入会社の財務情報を報告 (注)向こう1年以内に長期対外借入(1年超)がある場合は借入計画等の報告が必要 短期の場合は借入計画まで記載する必要はなし (2015年3月6日中央銀行回状(Surat Edaran, 17/4/Dsta))
外貨建て対外債務の為替リスクヘッジ (16/21/PBI/2014)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外貨建て対外債務(親子ローンなど)を有する民間企業は、一定の通貨ヘッジ比率、流動性比率、外部格付取得を充足
ルピア使用義務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2011年第7号通貨法により、インドネシア国内における支払い目的の取引、金銭による債務履行、銀行への送金活動を含むその他金銭取引にはルピア使用が義務付け ➢ 事業者はルピアでの価格表示が義務付けられ、支払い手段に紙幣または貨幣を用いる現金取引のほか、小切手、チェック、クレジットカード、デビットカード、ATMカード、電子マネー等現金を用いない支払いメカニズム、手段を使用する非現金取引も、ルピア使用が義務付け ➢ 2015年7月1日より前に作成された契約書に基づく外貨建て非現金決済取引は、その契約書の有効期限まで有効 ➢ 2015年3月31日インドネシア中央銀行規制(17/3/PBI/2015)により、国内決済のルピア使用が義務付け
ルピア現金の持出・持込規制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1億ルピア以上の国外持出は、中央銀行の許可、税関の真偽検査が必要 ➢ 国内へ持ち込む場合は、税関の真偽検査が必要 (注)違反者には、持ち出し/持ち込みルピア総額の10%相当に最大3億ルピアを加算した罰金
Legal Lending Limit (LLL)について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 究極の株主をベースに、出資比率、役員、仕入・販売状況等を総合判断して、グループ企業として認識

(注)インドネシアにおける外貨管理規制は、各機関からの通達、施行細則、大統領令などにより規制・改訂されており、上記は、最新の情報を保証するものではありません。
最新の規制については別途ご確認ください

(出所)インドネシア当局公開の各種規定文書・JETRO「為替管理制度」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-5】貿易制度

- ◆ 工業省、商業省、財務省関税総局、農業検疫庁により管轄
- ◆ 貿易関連法の規制について、通関法、輸入一般規定、バタムのシングルドキュメント通関、オンラインによる輸出入許認可供与、商業法、国内流通規程等あり
- ◆ 品目による輸出入港の限定あり
 - 下記規制以外にも各品目ごとに規制等ある場合があるため要確認

輸入関連規制

- ✓ 輸入禁止品目、輸入制限品目あり(改正/改定が繰り返されており、最新情報については都度確認必要)
- ✓ 輸入を行えるのは原則、輸入業者認定番号(API)を有する輸入業者のみ。輸入業者は財務省関税総局に登録して通関システムへのアクセス承認を得ることも必要
- ✓ 輸入業者には、SNI(インドネシア国家規格)証使用製品証明(SPPT-SNI)を取得し、該当製品にSNI証またはSPPT-SNIを付することが義務付け
- ✓ 輸入品は新品であることが原則。ただし、法令規定や大臣権限、他政府機関からの提案や技術的見解に基づき、大臣が中古状態で輸入可能な品目を定めることあり
- ✓ 輸入業者は小売業者への物品流通が禁止され、ディストリビューターを介す必要あり。ただし、事業許可にディストリビューター業が記載され、ディストリビューターとして事業可能な輸入業者は、小売業者に直接、物品の販売可能
- ✓ 管理には、輸入承認・船積み前検査、検疫、その他管理(通関検査、通関手続き、ラベル表示、商業分野の標準化)あり
- ✓ 経常赤字(貿易赤字)縮小の一環として、2018年9月13日より、消費財1,147品目の輸入前払い所得税(PPH22)の引き上げを断行

輸出関連規制

- ✓ 輸出禁止品目、数量規制品目(輸出許可にて輸出が認められる量が決定)、業者登録制度品目あり(改正/改定が繰り返されており、最新情報については都度確認必要)
- ✓ 輸出業者は、関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認が義務付け。また、規制品目を輸出する場合は、商業省国際貿易総局の許可が必要
- ✓ 輸出価格の安定を図る為、商業省は一定期間毎に指定品目の輸出標準価格を制定
- ✓ インドネシアの原産地証明には、特惠原産地証明と非特惠原産地証明があり、これらは原産地基準(完全生産品、付加価値の含有、関税分類の変更、特殊プロセスの各規定)、積送基準、原産地証明発行プロセスの規定が満たされた場合に発行(発行はオンライン)
- ✓ 一部金属の余剰品やスクラップ品等、輸出承認の取得が義務付けられているものあり
- ✓ 輸出にあたり船積み前検査を課される場合あり
- ✓ 動植物や水産物等の輸出は検疫義務あり

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-6】不動産関連規制

- ◆ 土地(一定の住居用の不動産を除く)の所有権を取得できるのはインドネシア国民に限られ、法人は外国資本・内国資本に限らず原則土地の所有権を取得することはできない
- ◆ 法人は所有権に代わる権利を土地に設定して事業に必要な限度において当該土地を利用する
- ◆ 外国資本企業に認められている権利は原則として、建設権、事業権、使用権の3つ

インドネシアにおける不動産関連規定

建設権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物を建築・所有する為に必要となる権利 ✓ 外国資本企業はこの権利の所有が多い ✓ 最長30年、延長は最長20年まで可
事業権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業・水産業・牧畜業・養殖業などの事業を行うために必要とされる権利 ✓ 最長25年、延長は最長25年まで可(特別な必要のある場合は35年)
使用権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 土地を使用するすべての目的において必要とされる権利 ✓ 最長25年、延長は最長20年まで可
不動産の登記	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の指定、土地の指定、土地使用権の承認、建設許可の発給、公害関係法規に基づく許可は、各州投資調整局にて行う ✓ 自由貿易地域等保税が認められた地域に立地する企業は、当該管理庁または管理会社を通じて土地の利用に関する手続きを行う

外国人及び外国資本に対する規制

- ✓ 外国資本企業は、インドネシアの不動産法制上、原則として内国法人と同様の扱いが保証されており、外国資本企業による土地に関する権利の取得については、外国投資の促進の観点から国が一定の便宜を供与する旨が規定
- ✓ 1996年6月17日付政令第41号により、インドネシアに居住する外国人の居住用住宅の保有が容認。ただし、使用権が付された土地に限定
- ✓ 大統領令2015年第103号にて土地の使用権は25年から30年、引き続きインドネシアに居住する限り更新は25年延長から20年と変更
- ✓ インドネシアでの居住を中止する場合、1年以内に権利を譲渡する必要あり
- ✓ 外国人が不動産取引を行った場合、借地権の延長に関する問題が発生する可能性が高い
- ✓ 外国企業は現地の住宅金融サービスの利用不可

(出所)海外建設・不動産市場データベースより みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】みずほ銀行 インドネシア関連拠点のご案内

◆ インドネシアみずほ銀行 PT Bank Mizuho Indonesia

所在地	Menara Astra, 53rd Floor, Jl. Jend Sudirman Kav 5-6 Jakarta 10220
代表電話	62-21-5091-0888
営業日	月曜日～金曜日

◆ PT MHCT Consulting Indonesia

所在地	✓ Menara Astra 23 rd Floor, Jl. Jenderal Sudirman Kav 5-6 Jakarta 10220 ✓ 電話:+62-21-5085-1880 ✓ FAX:+62-21-5085-1884
企業概要	✓ 主要業務:コンサルティング業務 アドバイザー業務

◆ PT Mizuho Balimor Finance

所在地	Grha 137 Building, 7th Floor, Jl. Pangeran Jayakarta No.137, Jakarta 10730, Republic of Indonesia
企業概要	✓ 主要業務:自動車ローン・リース業務 ✓ みずほ銀行出資比率:51%

【V-2】業務提携①～Bank Negara Indonesia

◆みずほ銀行は、2013年2月、Bank Negara Indonesia(BNI)と事業提携に関するMOU(覚書)を締結。日系お取引先様に対し、BNIが有する国内全土を網羅するネットワークの活用や、ビジネスマッチング先の紹介、リテールバンキングサービスの利用等、幅広い分野での協働が可能に

提携内容

- ①流動性に関する協業
⇒<みずほ>が持つドルとBNIが持つルピアを相互に融通
- ②資金管理サービスでの協業
⇒BNIの広範なネットワークを活かしたキャッシュマネジメントサービスの提供
- ③日系顧客向けリテールビジネスに関する協業
⇒給与受取口座やクレジットカード等、リテールバンキングサービスの提供
- ④クロスボーダーM&A/ビジネスマッチングに関する協業
⇒<みずほ>顧客が持つ投資ニーズと、BNI顧客が持つ投資受入ニーズをマッチング
- ⑤BNI顧客への情報提供サポート
⇒BNIは顧客に対して、<みずほ>のグローバルネットワークを活用した情報提供が可能に

Bank Negara Indonesia(BNI)の概要

- ・Bank Negara Indonesia(BNI)は、資産規模で国内第4位の国営銀行。1996年に国営銀行では初めて上場を果たす。国内支店網は約920。国営企業を中心とした優良地場企業の顧客基盤を持つのが特徴。インドネシアの国営銀行としては唯一東京に拠点を保有
- 【BNIの主な受賞歴等】
- ・ Best Local Cash Management Award
⇒Asia Moneyにて受賞
(2010年、2011年、2012年、2015年)
- ・ Best Cash Management Solution Provider in Southeast Asia
⇒ Alpha South East Asiaにて受賞(2011年)
- ・ 大手オイル・ガス企業の資金管理銀行に就任
⇒ PT. Medco E&P Indonesia, Total EPIndonesia

等

【V-2】業務提携②～インドネシア投資調整庁(BKPM)

- ◆ みずほ銀行は、2006年8月、インドネシア投資調整庁(BKPM)と日本企業の投資促進に向けた相互協力に関するMOU(覚書)を締結
- ◆ 過去協業実績が多数あり、2016年1月にはフランキーBKPM長官、ユスロン駐日大使を招き東京・名古屋で「インドネシア投資セミナー」を開催

【BKPMの概要】

正式名称: Badan Koordinasi Penanaman Modal

和文略称: 投資調整庁(投資活動を調整する役所)

業務内容: 外資、内資の投資案件の許認可書発給及び
関係省庁との調整業務(石油・ガス・金融除く)

所在地: Jl. Gatot Subroto 44. Jakarta, Indonesia

日本事務所: 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

【<みずほ>としてのサポート】

- ・日本人アドバイザー(ジャカルタ駐在)の御紹介、面談アレンジ
- ・BKPM事務方担当者の紹介、面談アレンジ
- ・一般照会事項の確認
- ・会社設立までの一般的業務フローのご説明
- ・コンサルティング会社、各種専門事務所のご紹介(法務、税務、会計、労務等)

©2020 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。